

議事録

件名：	契約監視委員会（2019年度第3回）
日時：	2019年12月25日（水） 10:00～12:00
場所：	JICA本部6階 役員会議室
委員長：	不破 邦俊 公認会計士
委員：	石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士） 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授 遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士） 戸川 正人 国際協力機構 監事
JICA：	植嶋理事、調達部（事務局）東城部長他 総務部、社会基盤・平和構築部、他関係部署
議題：	1. 2回連続一者応札・応募の点検 2. 参加意思確認公募の点検 3. 変更契約の点検 4. 2019年度上半期契約実績について

議事：

JICA：

これより2019年度第3回契約監視委員会を開催させていただきたいと思います。

お手元の資料でございますとおり、本日は議題が四つございます。一つ目が2回連続一者応札・応募の点検で2件が対象でございます。二つ目が参加意思確認公募の点検で1件が対象でございます。三つ目は今年度から本委員会にてご審議いただくことにいたしております変更契約の点検で、対象が7件でございます。そして四つ目は、前回の委員会で今回の議題とさせていただきました2019年度上半期契約実績について。以上でございます。

議題1と2につきましては初めに案件担当部より、議題1については一者応札・応募の原因となり得る案件の特殊性の有無を含め、また議題1・議題2ともに特殊な人材やノウハウの必要性の有無に照らした契約相手方の属性などを含めて、簡潔に概要を3分程度でご説明させていただき、委員の皆様方からのご質問をいただくという形で進行させていただければと思います。議題3につきましては、今回の委員会で初めてご審議いただくこともございまして、初めに事務局のほうから、2018年度変更契約の概要についてご説明させていただきます。続いて案件担当部より、契約案件の背景概要、金額増額の経緯概要、今後の改善点等について、簡潔に3分程度でご説明させていただき、委員の皆様からご質問をいただくという形で進行させていただきたいと思います。議題4につきましては、事務局よりご説明申し上げ、委員の皆様にご審議をいただく形で進行させていただきます。議事進行へのご協力を、どうぞよろしく願いいたします。

委員：

それでは議題 1 は 2 回連続の一者応札・応募案件ということで、最初の案件についてお願いいたします。

議題 1 2 回連続一者応札・応募の点検

**No.1 2019—2021 年度民間連携促進のための JICA コラボデスク運営支援業務に係る
委託契約**

JICA：

JICA コラボデスク運営支援業務につきまして、お手元のフォローアップ表に従いましてご説明させていただきます。契約の経緯の変遷のところに記載のとおり、2014 年度から契約を開始しまして、以降 5 回連続で一者応札が続いている案件です。

2019 年度からは、それまでの企画競争から方式を変更し、初めて一般競争入札の総合評価落札方式を導入しました。契約期間についても、従来 1 年間だったものを、今回から 2019 年から 2022 年までの 3 年間というかたちで公示をかけております。その結果、仕様書の説明会に 4 者が関心を示したのですが、結果的に応札されたのは、従来どおり太平洋人材交流センター（PREX）のみで、今回も一者応札になってしまったということでございます。

昨年度のこの委員会でもご説明しましたとおり、今回も様々な一者応札防止の取り組みを講じておりまして、仕様書の見直し、説明会の事前開催、期間の確保、その他やり得る手段は尽くしたと我々は考えていましたが、残念ながら一者応札になりました。

今回関心を表された 4 者のうち、連絡がつかしました青年海外協力協会（JOCA）とリロ・パナソニック・エクセルインターナショナル社の 2 者にヒアリングを行っております。JOCA からは、関心はあるが、PREX は実績とノウハウを関西地域で持っていて、この案件自体の受注も年々継続していることと、さらに PREX は関西の政財界からの出資で設立されていることもあり、挑戦するのは難しいということで応札を見送ったと回答を述べられております。

もう一つのリロ・パナソニック、パナソニックの関連会社で、JICA 事業でも日本センター事業をはじめ様々な実績のある会社ですが、こちらも JOCA と同様の指摘があり、さらに人員体制の面で非常に競争条件としては厳しい中で、あらかじめ必要な常駐者を年間 1.5 人用意するという点、入札が決まればいいけれども、応札の時点で用意する必要があるというところが非常に厳しかったとのこと。今後への改善の意見として、ウェブベース等、企業への相談業務を常駐ではない形でできれば応札がしやすいという意見がヒアリングで出ました。

ヒアリングを踏まえた背景、要因分析としては、常駐者の配置が難しいことに加え、契約条件の特殊性として、企業の応募相談という経営に関わる非常に機微な情報を扱うところから、応札者が限定されてしまうという点がございます。コンサルティング会社も関心を有するし能力もあると思われそうですが、外部人材としてこの事業に多数手を挙げておられる会社は、公平性の観点ならびに企業の経営に関わる機微な情報を扱うという保秘の観点から、応札不可としております。

今後講ずることとした措置として4点考えております。1点目は、これまで関西地域の団体を想定した応募勸奨を、関西に限定しないかたちで行うことを今後検討します。

2点目として、今回意見招請の会合を事前に初めてやってみたのですけれども、さらに踏み込んだかたちで、全体を集めるだけではなく、個別訪問も行い、個別の企業の要望を入札に反映していくことも必要と考えます。

3番目と4番目は今後検討が必要な事項ではあるのですけれども、常駐者を伴わないかたちでの業務遂行の可能性を検討したいと思います。JICA 関西の所在地である神戸では地理的な企業の利便性が低いこともあり、関西一円の企業への応募相談を行う上での地理的な利便性を考えてJR 大阪駅に直結する施設にコラボデスクの事務所を置いております。利便性をさらに高めるといふ観点から、この場所の制約を外せないか、全体的な検討が必要ですが、今後検討を進めていく所存です。

4点目としまして、先ほど申し上げました本事業への提案企業を応札不可としている点について、緩和ができるかどうか、現時点では具体案はないのですけれども、こういったことを、3年後の次期入札に向けて検討を進めていきたいと考えております。

委員：

まず質問の前提としてなのですが、私この案件を拝見して思ったのは、このPREXが実績とノウハウを持つというその特性ゆえに、候補企業が自ら手を引いてしまうと言いますか、応札・応募に躊躇してしまうという点についてなのですが、これまでもすでに一者応札が続いている状況の中で、そういう意味ではやはりPREXが応札・応募するのだろうなという状況というのは、すでにある程度実績ができてしまっている。一者応札になりやすい状況ができてしまっているというふうに思っております。かつこの状況が続くと、ますますその傾向は助長されると思っておりますので、広く応募・応札の候補者を求めるということが肝要かと思うのですが、その観点からしまして、ここからが質問なのですが、公平性・秘密保持の観点から応札企業について限定を設けているという点について、もう少し詳しく、何ゆえに公平性や秘密保持のためにここまで応札・応募の候補者を限定する必要があるのかという点を、もう一度ご説明いただきたいのですが。

JICA：

コラボデスクにおいては、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」という、提案型企業への事前の応募相談が業務の大半を占めております。民間企業とコンサルタントがペアで応募されることが多いのですが、扱う企画書の内容は、各企業の海外展開のための調査を行うものですので、ビジネスのノウハウが詰まった非常に機微な情報を扱うという性質の業務であり、この秘匿性について、我々組織の中でも非常に気を付けてやっております。したがって、コラボデスクでは応募相談を受ける企業と、支援するコンサルタントからの応募相談をお受けするわけですが、実際に応募相談を受けるコラボデスクのスタッフはJICAの代理として窓口をさせていただくわけです。同じように常連としてこの事業に応募されているコンサルティング会社がその応募窓口をしているとなると、応募相談する側の企業にとっては、非常に違和感があるでしょうし、情報の秘匿性は大丈夫なのだろうかと不安を持つことも容易に想像ができると思います。したがって応募条件としては、公平性とその秘匿性を担保する観点から、少なくともコラボデスク

業務を受注された場合、契約期間中は「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」への応募はしない、過去応募したことはもちろん OK なのですけれども、という条件を設けざるを得ないと考えております。

他方、それがどれぐらいのインパクトがあるかと言いますと、コラボデスク業務は 3 年間で約 6000 万円程度の予算規模ですので、1 年間約 2000 万円ぐらいです。「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」は、1 件 800 万円から 1 億円ぐらいまでの規模幅がございまして、1 回受注するとコラボデスク以上に人件費は入ってくる場合もあり、コラボデスクの窓口業務を取るために、そちらの受注機会が失われてしまうというのは、おそらくコンサルティング企業側のビジネス面から考えると、あまりうまみはないと推測しております。

委員：

ご説明ありがとうございました。理解しました。でも、そうなりますと、この本案件について事後検討の結果講ずることとした措置の 4 項目目、まさに応札不可としていたところの緩和ということに触れられておるのですけれども、この 4 項目目というのは今のお考えを貫く限りは、なかなか実現できないという理解でよろしいのでしょうかね。

JICA：

はい、現時点ではおっしゃるとおりでして、今後の検討事項として挙げており、今後事業を所管する民間連携事業部とも協議の上、どういった可能性があるのか、時間を掛けて検討していく必要があると考えております。候補となり得る企業にも、そこまでのヒアリングは行っておりませんので、どれぐらいデメリットがあるのかといったようなところも含めて、中期的な検討が必要と考えております。

委員：

このコラボデスクの案件はほとんど毎年出てきておりまして、私ももう結構何回かお話伺ってしまして、これ最初の頃はこの受注者が割とこういう有名なところでというところもあるのですけれども、もともと契約金額はずいぶん小さくて、ちょっとほかの人とかほかの応募は期待できないような印象で最初はお話を伺ってきたのですけれども。それから、ちょっと値段がそこそこ上がってきて、今回もたぶん一般競争入札、総合評価落札方式ということで、価格についてもある程度競争ができそうな価格になってきていると思うのですけれども。まあ人件費で年間 1500 万円ぐらいになるような契約だから、これだけ考えるとそんなに安すぎて魅力がないというわけでもないと思うので、結局のところ、この PREX というところとは勝負ができないというような感じが一番重いのかなとは思っているのですけれども。

あと、業務の内容として、この情報発信業務とかというのがありまして、ウェブサイトの構築開発とかいうのが書いてあるのですが、これというのは割と最近付け加えた業務なんでしょうか。ちょっと私の記憶ですと、昔はこんなのは入っていなかったような気がするのですが。このあたりまでこの価格でやらなきゃいけないとなると、やはりまだちょっと価格的というか、魅力がちょっと足りないというか、勝負しにくいというような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

JICA：

従来もコラボデスクのウェブサイト作成は業務に含まれており、そこは特に大きな変更ではな

いのですけれども、今回仕様書の工夫の中で、改めてもうちょっと分かりやすくという中で、より明確に位置付けたものです。

少なくともホームページの構築業務というのは、割と一般的にも汎用性のあるウェブの言語等もできておりますので、ヒアリングを行った範囲では、そこが支障になるという話は特にございませんでした。

委員：

今のこの PREX というところがプレゼンスが結構高いので難しそうな案件だなとは思いますが、引き続き努力していただけるということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

No.2 国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流実施支援に係る業務委託契約
(2019 年度から 2021 年度まで)

JICA：

国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流実施支援に係る業務委託契約（2019 年度から 2021 年度まで）、4860 万円の契約についてでございます。

契約相手方は青年海外協力協会（JOCA）というところになっておりまして、2012 年度から本業務を発注しているところがございますが、これまで 2012 年、2013 年から 15 年、2016 年から 18 年、今回対象になります 2019 年から 2021 年と 4 回の契約をしているところがございます。関心表明の提出者数は伸びているところですが、関心表明参加者説明会を通じて、結果的に一者応札というふうになっております。前回 2016 年から 2018 年から、今回今年度の当初に入札を行う際に、一者応札とならないための取り組みとしましてはアンケートに業務実施支援ということで、これを全体的には後方支援するものですよということで、案件名を変更しております。また、仕様書の中にインデックス等々を明記して、必要なインデックスというのが分かりやすくするように明記しております。また、入札説明会の後に、4 者が入札説明会に参加しておりますので、質疑応答等を丁寧に行う。それと、期間を全体的に延ばしております。前回は入札から業務開始日まで日があまりなかったところを、5 営業日延ばしまして、入札から開始までを十分な期間を取る。また、公告期間も大幅に長目に取りまして、24 日から 43 日に変更をしております。価格の選定方法としましては、価格点のところのポジションを上げまして、いわゆる技術点と価格点の比率を 2 対 1 から 1 対 1 に変更して新規参入の可能性を高めております。

結果的に一者応札になりましたけれども、2 者にヒアリングを行いまして、どうして出せなかったのかというところを聞き取りました。

1 者目からは、類似業務研修事業等を書いていますけれども、類似業務の運営の経験がなくて、ノウハウを持っていないために躊躇していると、難しいものと判断しました。また、2 者目からは、専属で担当するものの配置というのが難しいので、今回は辞退しますということでございました。

分析としましては、やはり本業務はボランティアの OB を配置して、出前講座また施設訪問においても体験談を話すというようなところが中心になります。どうしても現行の受託者でありま

す青年海外協力協会というのが強固なネットワークを持っておりますので、他の団体が競争をためらっているものというふうに思っております。

また、国際協力出前講座・施設訪問の業務内容の受託者自身が話すということも、JOCA の場合はできますが、JICA ボランティアの国際経験、そうした経験を持つ人材である OB というものの配置が必須というふうには判断されているものと思っております。

今回の事象を捉えまして、今後何ができるかというところをもう一度検討したところ、やはり業務従事者の能力については開発援助事業に携わった経験を有することが望ましいが、必須要件としないとしております。これは前回緩和しているところでございますが、もちろんいたほうが望ましいし、スムーズにできるものと思っておりますけれども、現状でも必須要件とはしない、配置ができればいいというふうにしておりますので、この条件に関してはこれ以上緩和できないかと思っております。

もう一つは、前は 12 者の関心表明がありましたので、今後類似業務の経験がないということで躊躇されていらっしゃる会社も多ございますので、ボランティアのみならず、専門家はそんなに組織としてはないと思っておりますので、草の根技術協力等を実施している NPO 等をもう一度あたり、新規の応募勧奨を行っていききたいと思っております。

委員：

先ほどご説明いただいた、一者応札・応募となった理由、背景、要因等というところのその他の 2 点目の点なのですけれども、JICA ボランティア等の国際協力経験があるものの配置が必要と思われるという記載があるのですが、これは国際協力経験がある方の配置が実際必要なのですね。要するに、こういうふうに使われているというのは、誤解をしているという意味ではないのですね。

JICA：

実際の現場で、そういう出前講座はその方を配置する、施設訪問は高校生とかを受け入れて OB の方を配置してしゃべっていただくということで、必須ではございません。アレンジができればいいという認識でございます。必須とはしていないので、今の質問の回答は、思われている、それは誤解なので誤解は解いていきたいという趣旨です。

委員：

そうすると、JICA 事業概要は説明する必要はあって、この説明ができる方であればよろしいと、こういう意味に理解すればいいのですか。

JICA：

はい、そうです。

委員：

先ほどの 1 件目の案件と同じような観点なのですけれども、こちらのほうの案件は業務内容も契約条件もいずれも特殊性がないとなると、本来広く応募があっておかしくないって、誰もが思われると思うのですね。そういう中で JOCA、すなわち JICA の OB がいらっしゃるところが一者応札・応募を続けているとなると、中身よく分からない方がご覧になると、「なんでだろう」という疑問はどうしても大きく生じがちになってしまうと思うので、なんとかして広く応募を求めることがぜひとも必要かと思うのですけれども、なかなか簡単ではないというのも、案件の性質

経緯に照らして理解はできるのですが。

これは質問というよりも感想めいたことになってしまうのですが、今後講ずることとした措置として、1 点目は確かに業務の品質を維持する必要がありでしょうから、今後講ずることとした措置の①についてはそうなのかと思うのですが、②だけで足りるのか、もっと何か手を打たなきゃいけないのかなという感想を持ちました。質問というのではないのですが、述べさせていただいた次第です。

委員：

一者応札・応募の問題は、例えば談合などで一者だけ応募して、不当に高い買い物をさせられるおそれがあるということだと思ふのです。ですから、一者応札・応募そのものが悪いのじゃなくて、そういうおそれがあるということに注意しなければいけないということだと思ふのです。業務の性格によってはある特定の者がやると、継続的に人材も調達していて合理的にやれるのだけれども、他者にするとなかなかうまくいかないとか、いろんなケースがある訳ですから、一者応札・応募も継続的に何回やっても一者応札・応募というのは、やむを得ないケースがあってもしょうがないと思ふのですね。

ただ、例えば長年マンネリ化していて、パフォーマンスが非常に悪くなったとか、その上でなんとか他者と競争させてもうちょっといい相手が見つけれないかというときは、真剣に上げていくようなことを考える必要があると思ふのですけれども。もし今の者のパフォーマンスがよくて、継続的にやるということなら、こういう仕事は正味人件費だと思ふので、安ければいいというものでもないですね。一定の価格はむしろ保障してあげないと人材は確保できないですから。そのへんの、パフォーマンスが分からないとなんとも言えないのですけれども、発注している方が特に問題と感じてないのであれば、無理に望ましい要件を必要以上に緩めてまで広げるというようなことはする必要はないと、私は思ふます。

JICA：

ありがとうございます。そういうご意見が契約監視委員会に出るといふのは非常に珍しい。我々は今までは一者応札・応募が続いているのは悪だといふふうにならざる言われてきました。雑巾を絞ってこれ以上出るわけないのに、何をやらなきゃいけないだろうといふふうに感じていたところもあります。市場性がない業務を、無理やり競争に付することによって起きる弊害も考えてやっっていかなければならないと感じていました。今の先生のご意見は非常に参考になります。

委員：

私も同じようなイメージを持つてはいるのですけれども、この JOCA というのは、要するに 2 回連続一者応札・応募という割と常連のようで、ほかにも過去 5 年間委員させていただいていますが、ちょこちょこ出てきていると思ふのですけれども。基本的なイメージとしては、JOCA というのは、ほか引き受けるよりも安くできるというか、もともとボランティアみたいな方が集まっているので、そんなに利益上げなくてもできるというような組織だと思ふので、たぶんほかの方、関心持っておられる方も、相手が JOCA だとあまり価格で競争すると勝てないというような印象を持つていているような組織かなと、私は思っているのですけれども。そういうふう理解すると、総合評価落札方式で価格を引き上げるようなことをすると、かえって前よりも JOCA が強くなってしまふような印象を受けたのですけれども、その点についてはどのよう

にお考えですか。

JICA :

おっしゃられるとおりでとは思いますが、**JOCA** は内部人材として、青年海外協力隊 **OB** の方が多数いらっしゃって、効率よく業務を回されていると思います。他方、その内容とか業務人員等々の配点が高いままですと、やはり内部人材にそういう方をいっぱい持っていらっしゃる方が多いとより優位になるというところで、あえて先生が指摘されたリスクもありますが、人材派遣会社、また他の **NPO** が参入できる、また価格でも勝負できるという形で、配点のほうを増やした次第です。

委員 :

分かりました。どっちにしても難しいという感じですね。

2 回連続一者応札・応募は、少ないほうが望ましいというのは皆さん共通の意識かと思うのですが、どうしても性質上そうならざるを得ないものは、前に比べると件数も減ってきているとは思いますが、それはそれでこういう委員会でもチェックしていくというようなことにすればいいのかと思いますので、引き続き努力していただくということによろしいのかと思います。どうもありがとうございました。

議題 2 参加意思確認公募の点検

No.1 「総合的湖沼・河川・沿岸流域管理」に係る研修教材改訂業務

JICA :

本案件、今回初めてこういった形での契約をしたところでございます。契約相手は公益財団法人国際湖沼環境委員会、英語の略称で **ILEC** という組織になります。この **ILEC** は滋賀県の公益財団ということで、琵琶湖を抱える滋賀県が国連の専門機関、国連環境計画等開催したところで、その提言を受けて設置された組織になっております。これまで世界の湖沼の、各国、琵琶湖の規模の湖を抱える国々の現状調査、湖沼環境管理のための研究セミナー、国際セミナー等行っております。また研修業務、海外技術援助事業の実施といったもの、また世界湖沼会議、これも国連が定期的で開催しているもの、そういったものに協力をしている組織でございます。

本件は、この資料に書いてあるとおり、これまで私どもの課題別研修、大体 2 カ月程度各国から行政官が来て学ぶ、そういった研修を 1991 年から継続してこれまで実施をしてきております。受託機関としてその研修を請け負っているということでございます。また、国別でイラク、インド、グアテマラ、ベトナム、そういった国ごとの研修についても実施をしていっている団体でございます。そういうところから、非常に大きな知見と、また人材ネットワーク、これは研修員が帰国した後に、それぞれの国の研究機関・行政機関で働いておりますけれども、そういった方たちも含めた人材ネットワーク。また国内でも、琵琶湖の環境汚染にかかわる研究機関、大学等にも繋がりを持っている組織でございます。

研修については 91 年からやっているのですが、2005 年から湖沼水質保全コースというものに適応したシラバスをつくりまして、それを基に研修コースを始めたところでございます。シラバ

スについては、これも業務内容のところに書いてあるとおり、11 モジュールということで各項目設けたテキストみたいなものをまとめたものでございます。それを基に研修コースを実施してきたところですが、2016年のコースから、今まで琵琶湖ということで湖の環境保全ということでやっていたものを、河川流域、川とかそういった沿岸部流域に広げた研修コースに内容を変えてきましたので、それに応じたシラバス、今後また使うものとして改訂が必要になってきたというところで、今回の契約になっております。

今回の契約は2年次のある契約ですが、今回1年次の契約、契約金額が3,994,179円、契約締結日が4月30日ということで開始しております。

こういった専門機関で唯一このモジュールの作成、シラバスの作成っていうのが可能な機関というふうには認識しているのですが、それを確認する意味で参加意思確認公募を実施しまして、最終的にこのILECを特定者として契約を結んだということでございます。

委員：

これ、参加意思確認公募という形になってはいますが、随意契約と何が違うのかが、この説明だけだと分からないと思います。どこでそういうふうに参加意思確認公募となっているのかを、ちょっとご説明していただければと思います。

JICA：

この調達に関しては、本部調達部ともやり取りをした中で、結果的にこういうことになったのですけれども。これまでこちらのセンターで所管している課題別研修、先ほどご説明しました研修コースにおいても、大体随意契約でその組織、特定者として想定をされるところに受託を今までお願いしているのですが、それにもかかわらず、やはりそこが唯一の機関であるということを確認する、そういうことのプロセスが必要だろうということで、この参加意思確認公募を実施したところでございます。

JICA：

この団体ではなく、大学ですとかほかの研究機関でもできる、あるいはここでなければできないという、その判断はどうだったのですか。

JICA：

ほかの機関ではできないだろうという判断をしたのは、先ほどご説明したとおり、これまでの研修実績、当然このシラバスっていうもの自体が、その研修の中でこれまで使われてきておりましたので、そこにかかわっている方々がこのILECの内外の方たちと組むことで、そこはやはり大きな認識のところではございました。ほかの大学等では、なかなか国際機関でネットワークまで持っていて、幅広い知見を持っている組織はないだろうということで、特定者というふうにしたところでございます。

JICA：

補足いたします。本件は研修の実施ではなく、テキストのシラバスの見直しということで、既存のシラバスの見直しをする際に、学術的なもしくはこの分野に関する知識・経験があるところであれば、絶対不可能というふうには言えないだろうと考えました。特に湖沼・河川分野の環境ということで、このILECしかできないとはなかなか言いにくいのではないかとということで、確認をしたいと考えて参加意思確認公募をお勧めしたものです。

環境問題を扱っているいろんな団体は他にもたくさんございますし、もちろん大学にもございます。研修の実施ですと、確かに ILEC のほうが唯一とも言えなくはないのかもしれませんが、今回は研修の実施ではなくシラバスの見直しというものですので、そのように判断をしました。

委員：

ちょっと私の理解と違うのですけれども、じゃあ研修の実施なら随意契約なのですか。

JICA：

研修の実施でも、必ずしもそうは言い切れないところはあるかと思います。前回の委員会で、参加意思確認公募の参考基準の見直しということでご説明をいたしましたけれども、あの中で過去の経験だけで特定者とするということは外した経緯がございます。

委員：

研修の実施であっても、随意契約しないわけでしょ。だから私の理解は、随意契約したいのだけれども、ここしかできないというふうに思っているのだけれども、随意契約は会計法や法令上で非常に厳格に言われているのに、随意契約すると不透明で発注者と癒着じゃないかという疑いを持たれるので、随意契約したいところだけれども確認公募というかたちでオープンにして、ひょっとしてできる者があれば競争してもらいますという、そういう考え方だと思っているので。

JICA：

おっしゃるとおりです。

委員：

ですから、実施であろうが何だろうが、ここしかできないなと思っても、確認公募されているのだと私は思っています。国の調達の場合、そういう考え方なのです。

JICA：

同じです。知的財産権を持っているとか、随意契約の場合は要件が厳しい。このため、参加意思確認公募という中間的な選定方式を使っているということです。

委員：

ほかのところに参加意思を確認したところはないのですか。ここの、今決まったところ以外のところ。最初からここと決めて、ここにねらい打ちをしたということですよ。

JICA：

公募しています。幅広く「できる場所はありますか」と聞いているわけです。ただ、我々としては「ここが適切だと思っている」ということをあらかじめ宣言した上で、世の中に聞いているのです。これにより、無駄なプロポーザルを出させることがなくなるというメリットがあります。

委員：

そうするとほかの、他者の情報を集めて確認したところが、どことどこどこに実際確認をして、結果ここに決まったというかたちのシートというか概要がないと、最初からねらい打ちして随意契約をしたようなかたちのシートに、今なっているかと思うのです。そういう意味では、他者の意思確認をしたところも後で確認できるようなかたちで、たくさんの中からここを選びましたという形跡がないと、最初からもう随意契約、こことやったというのと、全然結果が変わらないのではないのかと私は思うのですけれども。

JICA :

公募して、不特定多数の方々に参加の機会を与えて、その結果としてこうなっているということなので、どことどことどこに声をかけましたということではないのですね。公募していますから。

委員 :

要するに、特定のもう一人二人目が頭にあって、その中でここを選んだというわけではなくて、とりあえずここはここで決めて、公募して確認しているわけなので、JICA として能力を持っていると考えられるところに勧奨していくというようなことはしていないということですね。

JICA :

そうです。公募です。

委員 :

公募なのですね。

JICA :

はい。不特定多数の方々に、こういう案件があるのでご参加の意思があれば伝えてくださいということを知っているのですね。ただ JICA としては、ここが適切だと思っていますということ宣言しているのです。

委員 :

以前も参加意思公募の関係で議論をしたときに、実質的には随意契約にほとんど近いけれども、ほかにも機会を与えるというような位置づけでやっておられるというお話を聞いているのですが。

JICA :

それは先ほど委員もおっしゃったように、随意契約の要件というのが法令上非常に厳しいので、随意契約か一般競争入札しかないということ、あまり効率的な調達ができないということなのですね。そこで参加意思確認公募という制度を使って、今回この案件を行いました、それが妥当だったでしょうかという確認をさせていただいているというかたちです。

委員 :

前回の議論では、実質的にこの参加意思公募は随意契約と同じじゃないですかというような、そんなトーンでご質問したことはあると思うのですがけれども、今おっしゃられたように、手続きの問題として参加意思確認公募のほうは、ある意味では処理がしやすいというようなご説明だったと覚えています。

JICA :

他に候補がないという問題は、証明できないですから。

委員 :

透明性を確保した随意契約と思っているということですか。それをオープンにしておけば、発注者が唯我独尊的に決めつけたわけじゃないと。オープンで一応やって、ここしかないということが世間も認めているというかたちをつくりたいということですね。

委員 :

ただ、ほかの人がどこまでその参加意思確認応募というものに注目しているかどうかという問題は、実質的な問題としてあるとは思いますがね。

委員：

公募の具体的な方法は、例えばどういう方法で公募されたのですか。

JICA：

席上資料の中に、参加意思確認公募にするという前提の公告資料があります。

委員：

分かりました。

委員：

1点だけ。この契約、金額的にも400万円ぐらいで、そんなに大きくはないと思うのですが、11モジュールの教材を改訂しましたということなのですか、作業量としてこの11モジュールというのはどのぐらいの作業量なのですか。例えば何頁ぐらいを改定したとか、スライドはどのぐらい直さなければいけなかったという、この作業量と値段というものがある程度マッチしているか、直観的にこんなもんだと思えるかどうか、そこらへんをご説明していただければと思うのですが。

JICA：

モジュールが1から11までございます。各モジュール、項目がこの資料にも記載されていますけれども、この項目ごとに大体20頁ぐらいの英文のテキストを作成することになっております。そのテキストを作成するにあたって、内外の研究者の方が複数名関りますので、そういう方たちとの議論、また監修と中身の確認等をしながら、最終的に一つのシラバスをまとめていくといった内容になっております。

委員：

分かりました。ありがとうございます。ほかにご質問なければ次に行かせていただきます。

議題3 変更契約の点検

JICA：

今回の契約監視委員会におきまして、変更契約の点検を議題に含めた背景について、説明させていただければと思います。

JICAの業務では、開発途上国における長期間に及ぶ規模の大きな業務を委託する契約もございますので、業務を適切に進める上において、契約履行期間の途中で業務範囲、内容の柔軟な変更・調整が不可欠になることがございます。他方、我が国政府関係機関から、これまでたびたび契約変更の妥当性については問題提起いただくことがあり、最近でも昨年秋の行政事業レビューで、JICAのコンサルタント等契約（業務実施契約）について、契約締結後の変更が多く、業務内容が追加されて契約金額が増額されていることに違和感があるとの指摘をいただくこともございました。

これらの指摘に対して、JICAからは、開発途上国の事業であることも踏まえて、ある程度やむを得ない面がございますと繰り返し説明してきているところでございますが、基本的には業務内容追加等の事業の計画変更に際しましては、まずは事業実施上の観点から、その必要性を十分吟味する必要があると思いますし、また契約を変更するという判断に至った場合には、その変更金

額の妥当性につきましても、十分に確認した上で契約変更を行う必要があると思っ
ているところ
でございます。以上の問題意識を踏まえて、今回の契約監視委員会におきま
しては、変更契約の
点検を議題に含めさせていただきました。

昨年度、すなわち 2018 年度におきましては、コンサルタント等契約が全部で 496 件ござい
ますが、その中で契約変更を行うことに伴い、当初の契約金額から 10%以上金額が増
加した契約が
33 件ございました。本日はその中から、特に契約金額が 50%以上増加した五つの契約
について、
点検をお願いするということになります。

また一般契約につきましても、当初契約金額から 50%以上増加した契約が二つござ
いますので、
コンサルタント等契約 5 件、一般契約 2 件、全部で七つの契約について、本日は点
検をお願いで
きればと思っております。

それでは、この後それぞれの契約につきまして、担当部署から説明させていただきます
ので、
よろしくお願ひいたします。

No.1 人材データベースシステム運用保守業務

JICA :

最初に国際協力人材部でございますけれども、私どもの部は青年海外協力隊ですとか、
専門家の
方とか調査団の方とか、いろいろ JICA の仕事で海外に行かれる方々いらっしゃるの
ですけれど
も、こういう方々の渡航手続きですとか、日当ですとか宿泊費ですとかの費用の計
算、また支
給業務をやっております。また、国内の出張の、同じような業務もやっております。

こういうような仕事をやっていく中で、今回対象となっております人材データベ
ースでござ
いますけれども、こういう私どもが手続きをさせていただいた方とか手続きをする
方、こういう方々
のお名前だとか所属だとか、どういうところにどういう機会に行っていただいた
とか、お幾ら
お支払いしましたというようなことを蓄積しているデータベースということになり
ます。大体累計
で 12 万人分ぐらいの方がいらっしゃって、複数回いろんなところ行かれたりす
るので、今 258 万
件と非常に大きなデータが蓄積されている、そういういろんな情報が入っている
データベース
いうことになります。

JICA の全体、本体で、ちょうど今年度からこの人材データベースを含みます、
ほかにもいろ
んな経理のシステムとかいろんなシステムあるのですけれども、こういう複数の
システムを、デ
ータを共有しましょうと、一つの共通のデータベースで管理しましょうと、また
その一つの共通
のデータベースを、一つのサーバー、一つの基盤の中で管理しましょうという
ことで、おのお
の独立していたものを一つの共通のデータシステムに移行して、その上にお
のおのデータベ
ースの一つの中に統一するというのを、1 年かけて昨年度に改修を行いました。
その過程で、私
どものこの人材データベースの一つの大きな共通のデータベース、一つの
大きな共通の
サーバーに移行していくという作業をさせていただきました。

その作業の移行の手続きが、今回の契約変更の対象となっているところでござ
います。4 回
変更させていただいております。その最初の 1 回目は、この人材データベ
ースに載って
いるデータを、共通のデータベースのほうに移行していくという作業にな
っております。それから最後の 4

回目が、全部が終わってサーバーごと最後に共通のサーバーへ移行していくという作業になっています。1回目がまずデータを移行して、4回目が最後、そのサーバーを全部共通サーバーのほうに移行していくという作業でございます。間の2回目と3回目は、その過渡期にサーバーはまだ移転してないのですけれどもデータは移行しているという状況がございますので、その過渡期における保守運用を追加的に設計していただいて、その部分の作業をしてというのが2回目と3回目というような作業になっております。

全体のシステムの進捗、変更に合わせて、おのおののデータの移行ですとか、サーバーの移行ということを実施していたということがございましたもので、全体の進捗ですとか全体の設計に合わせて私どもが作業を行うということで、全体の進捗に合わせて随時、今回契約変更等実施することによって対応させていただいたというようなことになっております。

非常にスケジュールがタイトだったもので、もう少しスケジュールが実際長くて、全体を見回したりですとか、全体のシステムの変更の状況がかなり見越した段階で契約をまとめてやるっていうことであれば、この4回目はちょっと一つとか二つとかに括ってまとめることできたのかと思うのですけれども、教訓的になるのですけれども、今回全体のシステムの改修に合わせて、その都度我々の人材データベースの改修を行ったということで、それに合わせた形で今回4回になってしまったってというような形になっております。

委員：

まず前提としてなのですが、この案件に限らず変更というのは、当初契約のときに合理的な見込みを立てていたのだけれども、後々事情の変更があったから変更せざるを得なくなったですとか、あるいは当初契約のときに合理的に見込みの立てようがない、なのでそれは事情がはっきりしてから変更あるいは新規契約しよう、こういう枠組みの中に納まっていれば、概ね問題ないという考えでおります。

今のこの人材データベースシステム運用保守業務についてなのですが、私の理解で正しいかどうかお尋ねしたいのですけれども、結局データベースシステムの改修そのものがあって初めて運用保守も生まれてくるわけですから、そのデータベースシステムの改修のほうに、言葉が悪いかもしれませんが、運用保守は引きずられる形になるので、そのためにこういう変更が重なったという理解でよろしいのですね。

JICA：

はい、おっしゃるとおりです。

委員：

承知しました。

委員：

変更ごとに作業量、人時というのですか、人の時と書くのが増えていって増額されていまして、だいたい13,000円ぐらいずつ、単価にすると時間あたりの単価で上がってきているのですけれども、この単価というのは要するに、もともとの原契約の場合とだいたい同じぐらいの、同じ単価、いわゆる相場で行っているということですね。

JICA：

単価自体は変えていないです。

委員：

そうですか。単価がまた少々、何百円かで揺れたりするのは、担当する仕事の内容の業務があって、そうになっていくというふうに思えばよろしいですね。

JICA：

そうです。

委員：

このシステムを今、運用保守業務というかたちで契約の件名はなっていますが、システムの改修とか更改は、システムの開発の部分がありますね。そうするとシステムは通常、開発する場合は会計上資産計上なのです。運用となると維持、費用計上可能なのです。この場合運用保守にはなっていますが、中身を見るとシステム改修もやっているのです、そういう意味では実際はそれが同時にまぜこぜになっている。改修もやって、保守も維持管理費もかかっているというのは、たぶん一本にはなっているのでしょうけれども、会計上はどうなのかという部分があるのですね。1番もそうなのですけれども、4番の追加開発技術支援業務、これもシステムの、今回の変更の契約なのですけれども、4番のほうも開発はもともと資産計上で、ソフトウェアということで将来の収益に貢献するか費用を安くできるという意味では、そういう意味ではシステムを開発するという意味で、その部分は会計上だと資産計上なのです。でも、この契約自体がそういう意味では、一緒になってやっていらっしゃるので、そういうものを、例えば分けることというのは可能なのですか。

JICA：

これは単純に、運用保守の中でデータを移すとか抜き出すという作業の部分の契約変更になります。改修の部分はまた別で契約をして実施しておりますので、そこは分けて、改修の部分については当然資産計上をするというかたちにしております。

委員：

分かりました。

委員：

ほかにご質問がなければ。では、この件はこれで理解させていただきました。

次は案件2にいきたいと思います。インド国投資促進プログラムの案件ですね。お願いいたします。

No.2 インド国投資促進プログラムに関する情報収集・確認調査

JICA：

このインド国投資促進プログラムに関する情報収集・確認調査でございます。契約の相手方は野村総合研究所。当初金額が7400万円でございますけれども、まず変更後の契約ということで、3800万円ほど増額になりまして、1億1200万円になったというものでございまして、そして履行期間も、当初の2019年3月27日から2020年の2月28日まで延長されたというものでございます。

業務の概要を簡単にご説明いたしますけれども、インドは非常にダイナミックな変貌を遂げておりますけれども、こういったインドが打ち出しておりますメイク・イン・インドですとか、

スキル・インディアといったようなイニシアチブを受けて、日本政府としては日印の投資促進を図っていくということで、パートナーシップを打ち上げております。そういった中で、インドの南部でありますチェンナイ・バンガロールの産業大動脈構想ですとか、デリーとムンバイの産業大動脈構想などの、該当州における投資促進の必要性ということが、毎年首脳レベルでも取り上げられている状況でございます。

ただ一方で、インドは非常にビジネス環境としては注目を集めておりますけれども、厳しい国でございまして、この厳しいビジネス環境を何とか改善をしたいという進出されている、もしくはご関心を持たれている日本企業からの声というのが、政府および JICA に寄せられておまして、これを改善するための取り組みということで進めてきているものでございます。

従来の例としては、タミル・ナードゥ州というインドの南部の州におきまして、2013年と2017年の2回にわたり、投資環境の改善のための円借款というものを供与してまいりました。それから、西部のグジャラート州におきましても、2017年に同様のものを供与してございます。

簡単にその中身を申し上げますと、いわゆる政策改善のための借款ということで、実際の資金は相手の州の財政に入りますけれども、そのために達成すべき政策のパッケージをリストアップいたしまして、その進捗に応じて円借款の資金を出していくということになっております。そのパッケージの中には、例えば許認可の手続きを短縮化すとか、いわゆるワンストップショップを導入するといったようなものから、特に日本企業が投資を行う、もしくは事業を行う上でのボトルネックと感じている個別のインフラストラクチャー、インフラ事業の実施といったようなものまで取り上げて、先方に実施を求めていくといった内容になっております。すなわち言い換えれば、非常に投資計画まで含めた包括的な政策の内容について先方の州政府と合意をいたしまして、その実現を前提に資金を供与していくという円借款の仕組みをつくっております。

ちょっと運営の話が長くなりましたが、この情報収集・確認調査は、こういった先行するグジャラート、タミル・ナードゥ州の次の州を絞りこもうということで始めたものでございます。対象になった州は、北部のハリアナ州、西部のラジャスタン州、中部の西側でございますマハーラーシュトラ州、アーンドラ・プラデシュ州という4つを取り上げていこうということで、言うなればグジャラート、タミル・ナードゥのような本格的な取り組みを始める前の当たり付けということで調査を始めたものでございました。

あともう一つ、インドの背景ということで申し上げますけれども、インドには28の州がございます。州というと日本の都道府県のような形で捉えられがちなんですが、例えばここで取り上げてございますタミル・ナードゥ州、それからラジャスタン州というのは約7千万人の人口がおります。マハーラーシュトラ州というのも1億1千万人を超える人口があるということで、イメージとしてはヨーロッパの一つの国を取り上げるぐらいの行政単位であるということになります。そういった行政単位を対象に、先ほど申し上げました包括的な政策を取りまとめる、そのための基礎調査ということでございますので、例えて言うならば、ヨーロッパのそれぞれの国を訪ねて行って、投資環境を改善するための基礎的な情報を収集するというのがこの調査でございました。

そういったことで始めてみたわけでございますけれども、第1回の契約変更ということで、対象となりましたハリアナ州、こちらのレスポンスがあまり芳しくなかったということもございまして、有用な情報がなかなか集まらなかったということで、ここで追加の人員が必要になったと

いうことをございます。

それから、ラジャスタン州というのもございますが、こちらは選挙がございまして、インドはご案内のとおり世界最大の民主主義国でありまして、各州においても選挙が5年おきに行われて、政権が代わっていくという体制にございます。政権が代わって、それに伴って体制が変わったことから、これは見通しが甘かったと言われるとどうしようもないところもあるんですけども、先方の内政の話でもございまして、そこでまた追加の作業が必要になってしまったということ。

そして、マハーラーシュトラ州というのが3つ目の州でございましてけれども、こちらにつきましてはこの先行する州の実例を見て、体制をある程度強化しなければいけないということで、人員の増ということを図ったものでございます。

冒頭で申し上げましたアーンドラ・プラデシュ州という4つ目の州でございましてけれども、これにつきましてはもうちょっと無理だということで、この時点でドロップをさせていただきます。

2回目の契約変更ということで、ここでは金額の変更はございませんけれども、履行期間を延長しているということでございます。それぞれ作業を始めていくと、なかなかこの期限の間では収まらなかったというものでございます。

今後の改善点等ということで書いてございましてけれども、申し上げましたように、非常に大きな行政機構を相手にした多岐にわたる分野の調査ということで、反省としては、前提としてこのもともとの計画というのは、タミル・ナードゥ州での前例を我々念頭において、こんな作業量で済むだろうというふうに考えていたものでしたけれども、州のそれぞれの能力というもの、もしくは州のそれぞれの反応というのがそれぞれ州によって違いますので、そこを十分読み切れていなかったというところは反省としてはあろうかと思っております。よって、先方の調整力をよく精査をして、現実的な人月、所要期間等の検討を行う必要があるというふうに思っております。そして先方の州政府内での意思決定プロセスを明確化するということ。そして、調査団だけではなくて JICA もこの調整プロセスに入って、円滑な調査が行われるようなサポートというものをしていく必要があると思っております。そして選挙につきましては、結果も含めてなかなか読み切れないところはございましてけれども、これもスケジュールの中にしっかりと読み込んで、管理をしていく必要があるというふうに考えておるものでございます。

委員：

ありがとうございます。ご質問ありますか。よろしいですか。私も今のご説明で、大変そうだなというのがよく分かりました。どうもありがとうございます。

次は3番目の案件、ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査でお願いいたします。

No.3 ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査

JICA：

本件ですけれども、この事業基礎情報のほうに書かせていただいているとおり、当初の契約金額としては約9200万円でした。3回契約変更を行っておりまして、3回目の契約変更を行った後の契約金額としては、約1億4,100万円となっております。履行期限についても変更しております。当初の契約期間は2018年5月7日から18年12月28日まででしたけれども、3回の契約変

更を行った後の契約期間としては、2019年12月27日までと、約1年間の延長を行っております。

案件の中身について簡単にご説明をさせていただきますが、ウクライナ南部ミコライウ市において、同市中心部の交通渋滞を緩和するために、バイパス道路および橋梁建設を行う事業に係る調査業務となっております。本事業につきましては、2011年に一度、円借款の案件形成を目的に協力準備調査、いわゆる *feasibility study* を実施しております。その後2014年にウクライナにおいて政変があり、一旦その事業化に向けた検討がストップしました。その後、新しい政権ができて一段落した後に、やはりウクライナ側より、南部の物流を円滑化する上で重要であるということで、引き続き検討してほしいという依頼がありました。この追加調査をする前に、一度ウクライナの政変後の物流を改めて確認するという意味で、ここには記載しておりませんが、2016年から17年に物流の状況を調べる基礎調査をやっております。その結果を踏まえて、やはりその重要性があるというのを確認ができましたので、2018年5月からこの追加調査を行ったものです。

目的としては、2011年に一度行いました協力準備調査の中身について、その6年間の土地利用の変化等を踏まえて、再度アップデートするというものになっております。

本件3回契約変更を行っておりますけれども、第1回目につきましては、先方政府、実施機関から十分に協力が得られず、必要な情報が出てこなかったことがありまして、ボーリング調査等を行おうとしたときに、開始時期を当初よりも遅らせざるを得なかった。そのことによりまして契約期間を延ばしたというものになります。ですので第1回目については契約金額の変更はなく、あくまで契約期間の2カ月後ろ倒しといったものになります。

2回目と3回目の変更は、主に地すべりの影響に対する対応といったものになります。3回目の変更の経緯および内容を書かせていただいておりますけれども、本調査対象地域においては調査をする前の段階から、地すべり地帯であることは分かっておりましたので、これを踏まえて当初の契約の中に、簡易の地質調査であるとか、改めて詳細なボーリングを行うといったことを業務内容に加えておりました。実際にそれらの調査をやった結果として、想定していたルート案の直下に地すべり発生の可能性があることがはっきりと分かりました。さらに、当初想定していたよりも、地すべりのリスクがある地帯が広範囲に広がっているということが、この簡易調査等の結果によって分かりました。そのため、道路橋梁の安全性を高めるといった観点では、追加的な地すべり、その影響検証にかかる確認調査が必要であろうという結論に至りまして、こういった確認調査をやるのが正しいのかといったことを適切に検討するためには、地すべりの専門家を調査団に入れる必要があるということで、まずはその地すべりの専門家を追加、アサインしたというのが、この2回目の契約変更になっております。

この追加しました地すべりの専門家による現地踏査の結果および、我々JICAのほうでセカンドオピニオンとしまして、調査団以外に国立研究開発法人の土木研究所の研究員の方にも意見をお伺いしまして、その地すべりリスクを正確に把握するためには長期的な観測が必要との結論に達し、その長期観測およびその長期観測の結果を踏まえて、対策の工事を検討するための業務を追加したというのが、この3回目の契約変更になっております。

最後に今後の改善点等として書かせていただいたところですが、本契約の契約変更は、特に契約金額の変更を伴ったところについては、当初の調査の計画段階では予見できなかった事象に、

主に起因するものだと考えています。すなわち、地すべりに対応するものだと考えております。一方で、1回目の契約変更に影響しましたウクライナ側から情報が出てこなかったというところにつきましては、ウクライナに対する協力は、必ずしも毎年かなり多くの協力をやっているというものではありませんので、比較的その協力関係が浅いこともありまして、調査の開始の段階から合意文書を交わしまして、調査の実施にあたっては、必要な情報を提供してほしいというような、先方負担事項も確認はしていたのですけれども、こういった情報がより必要であるかとか、そういったところを調査の開始段階で明確化することによって、ウクライナ側との調査開始後の調整コストを下げる可能性はあったのではないかというふうなことは考えております。

委員：

案件についてご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。このご説明で十分理解させていただきました。ありがとうございました。

次は4番目の案件で、有償資金協力システムの追加開発技術支援業務ということでお願いしたいと思います。

No.4 有償資金協力システムの追加開発技術支援業務

JICA：

この有償資金協力システムにつきましては、前回の当委員会でも説明させていただきましたけれども、機構の有償資金協力業務に関する案件監理、それから債権の管理、各種統計作成等の業務処理を実現するための金融系の基幹のシステムになります。有償システムの中核をなしております債権管理関連の機能というのは、有償資金協力業務の中で必要不可欠な重要な機能というふうになっております。確実性および可用性を十分に担保して、業務処理を実施する必要があるというふうになっております。したがって有償資金協力、有償システムの安定運用確保のためには、継続的なシステム保守管理のための技術支援が不可欠というものになっております。

有償資金協力システムは2017年11月に大規模な更改をいたしまして、その後順調に稼動しております。他方で本システムの外貨の機能の実装というのが喫緊の課題となっております。そのため大規模開発に向けて、現在開発方針や開発計画の検討を進めているところであります。したがって本契約についても、これら大規模な外貨対応の影響もあり、当初の金額を変更する必要が生じたものになります。

当初の金額が約6千万円。2018年5月15日から2019年の3月29日までの契約だったものが、契約延長ということで、変更後の契約金額が約1億円。終了日が10月31日。7カ月延長というふうになっております。それに伴いまして約4千万円の追加が発生したということになっております。変更経緯、内容ですけれども、本業務は原契約どおり2019年3月29日を履行期限として、2019年以降の同様の技術支援業務については、別途調達をするというふうに計画をしていたものであります。しかしながら、情報システム室および企画部で2018年10月より、外貨建ての商品のシステム対応に向けた検討を開始し、後継の技術支援業務の調達については、その外貨のシステムの開発の方向性案というのが固まって、外貨システムの開発に係る技術支援業務の必要期間が判明するまで、タイミングを待って開始するということといたしました。

その後 2019 年 3 月にこの方向性が固まりましたので、後継の技術支援業務の企画書というものをシステム小委員会というもので審議し、別途、技術支援の開始を 2019 年 10 月とすることが承認・決定されました。この決定を踏まえまして、本業務については、原契約書の契約履行期間を引き継ぐ期間も含めて、2019 年 10 月 31 日までに延長するものになります。なお、この延長期間中の人月の単価というのも原契約から変更されていません。

今後の改善点等ですけれども、原契約を延長する形で変更するということになりましたが、この事情は今説明したとおりです。

本件契約の変更につきましては、事前に調達部とも調整し、当初の調達方針を踏まえて、機構として最も合理的な判断、合理的な対応ということで判断したものになります。今後も上述のように、前広に調達部、ほか関係部署とも調整を行った上で、情報システム室・にて将来の調達方針を精査して更新し、不必要に大規模な契約変更が生じないようにしたいというふうに思っております。

委員：

追加開発技術支援業務ということで、開発の部分と通常の保守の部分と両方契約をされているかと思うのですが、この中身は、開発部分と保守部分、きれいに分けることができ、金額も分かれるものですか。

JICA：

はい、分かります。この契約については、運用保守の業務支援だけですので、開発は入っておりません。開発業務あるいは運用保守業務は、別途、開発事業者あるいは運用事業者への委託をやっております。この契約の業務自体は、JICA 側への技術支援という業務になりますので、直接開発に携わるというよりは、JICA 側への技術支援を行うことに当たります。平たい言い方しますと、インハウスの SE というかたちなのですから。

委員：

そうすると、開発の部分もあるのですよね。

JICA：

開発部分は別にあります。それはまた別途、入札等を通じて委託をしてという話になります。

委員：

この契約で、追加開発の部分でシステム計上、資産計上するものはあるのですか。

JICA：

ないです。この契約は技術支援の人件費になります。

委員：

分かりました。

委員：

今、インハウス SE を実質的に派遣してもらっているだけというふうなお話でした。要するにこの契約金額というのは、ほとんど人件費ということですか。

JICA：

そういうことです。

委員：

分かりました。他にご質問は。では、この件はこれで。どうもありがとうございました。

次は5番目の案件にいきたいと思います。インドのムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設事業ということで、お願いいたします。

No.5 インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業

アーメダバード駅付近工区及びバードーダラ駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】(ステージI)

JICA：

本件、非常に大きな金額の変更になっておりますが、お手元の資料でいきますと、当初3億7900万円で始まりました契約が、変更で約12億5000万円になっております。こちらの場合229%、9億円弱の増額となっておりますけれども、我々の考えでは7億円程度は当初から想定されていた業務を追加したことに伴う変更。2億円程度が後から出てきた要因によって変更になったものだという考えでございまして、その考え方でいきますと、変更になったものの新たな追加、調査が始まってからの追加でこうなったところは20%を切っていると考えております。

この案件自体は、2015年の12月に日印首脳会談でこの新幹線、日本の新幹線輸出、政府のインフラ輸出ということで、首脳会談で2015年12月に決定され、その1年後の2016年12月に、今回のインド新幹線のための詳細設計調査が開始されております。

今回ここで対象になっております、このC7・C5というところの言葉の意味ですけれども、全体の始発の駅から、ここの名前にありますとおり始発がムンバイなのですが、終点がアーメダバードという駅になります。二つの州にまたがっておりますけれども、この500キロの始発から終点までの設計を全部、土木の場合をC、civil engineerのCという頭文字で、1～8工区に分けております。そのうちの5番目の工区と7番目の工区というものが今回の対象になっていまして、そこにConstruction Management General Contractor方式、CM/GCと略称していますが、これを適用しようということで、この調査契約が結ばれております。本契約は、この土木の8パッケージのうち2パッケージ、C5とC7というところを対象に、もともとある詳細設計に対して、新たにCM/GCという方式を入れようということで契約されているものです。

このCM/GC方式というものが何かといいますと、日本では実は事例がありません。アメリカでは事例が幾つかあるとは聞いておりますけれども、ヨーロッパでもあまり事例はなく、日本では全然ない。ODAでもJICAでも初めてです。端的に言いますと、通常コンサルタントに設計を発注してコントラクターが施工するところを、もっと早い段階でコントラクターが関与して、設計の段階からいろんな助言をしてもらう。主な目的は三つですけれども、実際に工事をやるコントラクターが設計段階からいろんな助言をすることで、工期を短縮してもらう。それから、施工の事業費を下げってもらう。さらにはそういうことをやりながらも安全対策をしっかりしてもらう。この三つが目的で、このCM/GC方式というものが採用されて、アメリカで実績があるということで、今回我々も採用した次第です。

設計変更の中身になりますけれども、当初3億7900万円で始まっていますが、これはC5と

C7 工区という二つのうちの C7 のほうだけ、片方だけで契約しております。この段階で、後から追加になるもう一つの工区の C5 という業務の実施は想定されておりましたけれども、契約としてはこの C7 を先に開始し、その後、C5 の契約というものを、新たに随契で当初の中に加えた。そちらが最終的に当初の約 4 億円から、変更が出てきて 5 億円強になっていますけれども、その 5 億円強というものが C5 工区業務に対応するためにこの 3 億 7900 万円に後から追加された。さらにこの C7 の中で、その追加された 5 億円以外に、後から想定されていた、もともと想定されていたもので、最初土木だけでやっていたのですけれども、建築というものがなかなか間に合いませんでしたので、後からその建築と建築の設備というものを業務の対象に追加した。そういったことで金額が増えております。

一つには新しい工区を後から追加した。さらには、その両方の工区に対して建築、最初は土木でやっていたのですけれども、その後に建築というものを入れた。ここで 7 億円程度の増額になり、そこから実際にいろいろとやっていると、インド政府側からいろんなことが条件についてきて、こちらでも追加で検討したものがあつたということで、そこに対する助言をもらうために、2 億円弱のお金がまた追加で入ったということで、約 12 億円の契約変更となっております。

委員：

この契約自体、契約方式は企画競争と整理されているようですが、第 3 回の変更の経緯概要のところで、C7 の追加の部分が入っています。そのときには、別契約で随意契約を念頭にやっていたということなので、企画競争と整理されていても、実質は追加の 7 の部分というのは随意契約なのですね。

JICA：

C5 工区業務を随意契約で追加しました。当初の C7 工区業務の契約相手方に対してです。C7 はもともと企画競争で契約者を選定していたのですが、そこに後から追加で発生した C5 工区業務に対応するため、C7 契約に C5 の業務及びそれに対応する企業を随意契約で追加しているということです。

当初は C5 工区業務も企画競争で選定する予定だったのですけれども、2 回公示を行ったのですが、誰も応札者がいなかったものですから、もともと始まっていた C7 工区業務に、随意契約で追加というかたちにしております。

委員：

その場合は、分類としては企画競争の中に入っているのですか。契約の分類の中で、もともと随意契約は特殊だということで別扱いします。

JICA：

ですので、契約変更はしばしば問題にされるのですね。最初に企画競争で選んでいても、その追加される部分が実質的に随意契約と変わらないではないかと。それがあまりにも金額が多いと、点検が必要ではないですかということで、今回、まさに点検をしています。ただ、分類としては企画競争です。最初の契約が企画競争なので。

JICA：

経緯は先生ご理解のとおりで、C7 工区業務は公示をして選定をした。他方で C5 工区業務は企画競争を念頭に公示を行ったのですけれども、2 回の公示を経ても応札者が現れなかった。この

ため、JICA としても応札者を探す工夫をした上で、分類としては先生がおっしゃったとおりだと思うのですが、この C7 工区業務の契約を活用することで、なんとかこの C5 工区業務が実現するようになってきたというところでございます。

日本とインドは二国間の首脳会談を毎年やっているのですが、毎年毎年そこで進捗を管理する。それ以外に日本政府高官とむこうの閣僚と一緒にあって、事務レベルでも進捗管理をするのですが、お互いの政府合意の中で進めており、日本側の理由で遅れるというわけにはいきませんので、なんとしてでも契約して事業を前に進めたいという事情はありました。

委員：

分かりました。

委員：

C5 の入札を行っても現れなかったということは、この大林組、JFE エンジニアリング、IHI インフラシステム、鉄建建設、このグループをもってしても現れなかったのですか。

JICA：

JFE エンジニアリングと大林組のグループは、C7 工区業務には手を上げてくれたのですが、C5 工区業務には手を挙げませんでした。

委員：

これは、変更契約でやむなく対応したというケースなんですね。

JICA：

日本側の理由での遅延を避けるべく、なんとか早期に契約を締結したかったという事情があります。

先生おっしゃったとおり、大林組と JFE エンジニアリングだけで二つの工区に取り組むことはなかなか苦しかったところもございましたので、C5 工区業務を加えるにあたって、C5 工区業務に必要なリソースというところは何者か関心のありそうなところにご相談をして、チームをつかった、そういう経緯があります。

委員：

では、チームが増えたのですね。

JICA：

構成員を増やしております。C7 は大林組と JRE エンジニアリングが中心でやっておりましたが、C5 を行うにあたっては、大林組と JFE エンジニアリングの JV の方のみでは、二つの工区、両方とも非常に難しい工区で、既存の駅の上に新幹線の駅をつくる、その下の鉄道を止めずにと非常に難しい工事だったものですから、キャパシティ的に負担が大きすぎるということで追加のパートナーを、協力してくれる人たちを探して、ようやく受けていただいたというのが実情でございます。

委員：

この第 3 の変更契約のときに IHI インフラと鉄建建設が追加で入っていますが、ここの二つと元々の大林と JFE エンジニアリング、その関係というのは、当初の JFE と大林組は手を挙げなかったと今おっしゃいましたね。手を挙げなくて、その追加の IHI インフラシステムと鉄建建設が追加で入ってきていますけれども、結局契約自体はグループということで、ジョイント・

ベンチャーで入っているかと思いますがけれども、その第3の変更契約を見ると、追加で経費が発生するのは、構成メンバーを見ると、IHI インフラと鉄建建設の方の部分だけが増えているのですね。

実際、大林組とJFEの方のメンバーというのは何も増えてないのですけれども、実際ジョイント・ベンチャーというかたちをつくってはいるのだけれども、実質はIHI インフラと鉄建の仕事だけが増えているので、ここも大林とJFEの変更契約で、なぜこのところが一緒にならないといけなかったのかという、その部分が私にはよく分からなかったのですけれども。

JICA :

先生のおっしゃるとおりで、外形上は分かりづらいのですけれども、これは冒頭で申し上げたとおり、ODAで初めてのCM/GC方式による事業であるというところと、あとは極めて大型のプロジェクトであるインド高速鉄道という中で、役割分担としては先生のおっしゃるとおりで、C7工区は大林組とJFEエンジニアリングが、C5工区はIHI インフラと鉄建建設がやっていただくのですけれども、一つの契約とすることで、いずれも初めてづくしの中で、本邦企業がいろいろと試行錯誤しながら取り組んでいく中での情報共有というのは、別契約だったら多分やり取りできなかったような情報も、同じ契約ですとある意味融通できる場所もございましたので、そこは一つの契約にしたことのメリットというのがあったかと考えてございます。

委員 :

シナジー効果が出たのですか。

JICA :

このCM/GC方式は、アメリカでは事例があります。実際に施工を行う建設会社が、コンサルタントが行う詳細設計の段階でアドバイスを発行しております。その設計をチェックしてアドバイスを発行するという形態というのは、日本の中では、その経験のある建設会社が非常に限られています。特に今回の場合は、大林組はアメリカでの経験を持ち、それ以外の構成員の方はお持ちではないという事情がありまして、その方式を二つの工区に適用するとき、二つ目の工区の方たちの心配としては、その方式に慣れていないため是非大林組の経験をちゃんと共有する、C7で先行しているもののレッスンを、同じインドで展開していますので、難しさも分かる、そこらへんの情報共有とか全体のCM/GC方式のやり方とか、そういうところにアドバイスがほしいということで、それを前提に構成員の中に入れていただいたということです。実質的にはまさにシナジー効果、チームとして仕事をしていただくという体制を取りながら、工区に対してはそれぞれに分担して設計をしていくというような、そういうかたちで進めていきたいと考えました。

委員 :

このCM/GC方式とかいうのが全然理解できていないのですけれども、要するにアドバイスを発行するというのがこの契約の業務なのですか。何かをつくったりするのではなくて、要するにアドバイス。

JICA :

二段階に分かれていまして、最初の一段階目はまさに出てくる設計に対してのアドバイスです。必要があれば設計変更もしてもらおう。目的は、工期の短縮だとか事業費の低減です。

委員：

設計そのものは、また別のところがやっています。要するにそれを監督というか、アドバイスを
するためだけの業務というふうに理解してよろしいわけですね。

そのアドバイスというのは、CM/GC 方式というのに則ってやっている。そのノウハウを、基本
的には大林が持っていたという状況だと思えばよろしいですね。

JICA：

おっしゃるとおりです。CM/GC 方式というのは二段階ありまして、最初の段階はアドバイザリ
ーで、今ご指摘のとおりです。今回の契約の後にこれがそのまま進んでいけば、第二段階という、
より重要なところがありまして、最初にアドバイザリーをやってできあがった設計に対して、今
度は事業費の積算と、実際に発注業務というのを、この CM/GC 方式のコントラクターがやって
いくことになります。そこはまた後段で、今回の調査の契約の対象には入っていませんけれども、
ほかの部分はご指摘のとおりです。

委員：

分かりました。ほかにご質問。じゃあ、この件は。どうもありがとうございました。

次は6番目の案件、ベトナム国ハノイ市都市鉄道2号線北部延伸に係る情報収集確認調査、概
要の説明をお願いします。

No.6 ベトナム国ハノイ市都市鉄道2号線北部延伸に係る情報収集・確認調査

JICA：

本件はベトナムの首都ハノイ市において、都市鉄道を建設する計画がございまして、現在円借
款で支援をしている2号線という路線があるのですが、それを更に北部にあるノイバイ空港とい
うところまで延伸をしていくという計画に係る情報収集・確認調査でございます。

契約相手先は5者の共同事業体となっております。当初の契約金額が7600万円、変更後の
契約金額が約1億7000万円まで拡大しているという案件でございます。

変更の内容に入る前に、若干事業のご説明をさせていただきます。ベトナムの事業におきまし
ては、計画を立てる際にまず Pre-feasibility study (Pre-F/S) というものを彼ら自身で作成をし
て、それを国会の承認および首相の承認を得て、初めて次の feasibility study、事業化調査に移れ
るという手続きを経る必要がございます。

今回我々JICAの調査でやっておりますのは、ハノイ市がその Pre-F/S を作成することを支援
するということになっておりまして、その Pre-F/S をつくるのに必要な情報を我々の調査団が調
査をして先方に提供し、先方がそれをもって Pre-F/S を最終化して先方の承認手続きを取って
いくというものでございます。

こちら総事業費にしまして、概算ですけれども、事業計画が実現した際には約2000億円の
大きなプロジェクトでございまして、それだけ調査の質も高いものが求められているという
ものでございます。現在2018年6月からこの調査は実施中ですが、これまで5回の契約変更を
実施しております。金額の変更があったところは、そのうちの第1回と第2回、第4回、第5回。
第3回は履行期限の延長のみしております。

契約金額の増額なのですけれども、契約当初、都市鉄道延伸の Pre-F/S の作成支援として需要の予測でありますとか、ファイナンス面の検討など、基礎的な情報を収集して分析するというこのみとしていたのですが、本件の調査が進み、あとベトナム側の議論が進むにつれて、Pre-F/S にこういうことを盛り込んでほしい、あるいはこういうことを盛り込まないと承認が得られないというような、より精緻かつ具体的な項目が後から追加されたということが変更の大きな要因でございます。

具体的に言いますと、路線線形図の作成でありますとか鉄道の施設に付帯する設備の基本設計でありますとか、あるいは、概算ではありますけれどもコストの積算ですとか、そういったものが付加的にこの Pre-F/S の中に含まれないと、スムーズに国会承認あるいは首相の承認が得られないだろうということで、そちらのほうの情報あるいは知見を JICA のほうの調査で提供していただけないかという要望がベトナム政府から寄せられました。確かにベトナムは鉄道、特に都市鉄道の建設の実績が乏しいものですから、そこは技術的にハードルが高いということで、我々としてもそれに応えるべく、その都度契約変更で対応してきたものでございます。

あと、鉄道の運営面につきましても、官民連携、いわゆる PPP で本件を実施することを想定しているわけですが、途中で先方の法令が改正されまして、PPP の方式でも、ある方式は禁止されているとか、そうした法令の変更によって事業実施環境が変わったために、それに対応するための追加調査あるいは比較検討というものが必要になったことも契約変更の原因でございます。

これらによりまして、結果的に業務従事者につきましては、図面の作成や精密な測量等の作業が追加されたことから、人月ベースでは日本人技術者のほうが約 2 倍、現地傭人については約 5 倍に拡大してしまいまして、その結果、契約金額が当初比の約 2.2 倍ということになってございます。

本調査から得られる教訓でございますけれども、先方との信頼関係を踏まえて、先方のニーズに対しては柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますけれども、調査開始の前の計画段階で、Pre-F/S と向こうが求められるものがどれほどの水準のものを要求されるのかということをあらかじめ精査の上、できる範囲で調査業務の内容をまとめることが必要だというふうに考えております。

委員：

ありがとうございました。この案件についてご質問はいかがでしょうか。ではこの案件はこれで終わります。ありがとうございました。

次は最後、7 番目になると思いますが、ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務ということでお願いいたします。

No.7 ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務

JICA：

ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務に係る契約変更の点についてご説明いたします。この業務は、技術協力専門家としてナイジェリアの農業農村開発省の中に派遣をされて、その中で、JICA 事業の案件形成ですとか、過去の JICA の実施済みの案件でフォローアッ

プなどを行うアドバイザーの業務でございます。どちらかというソフトの業務といたしまし
か、施設の設計などをやるのではなくて、ソフト的な支援の業務となっております。

当初の契約金額は 1884 万円で、この内訳というのは直接人件費と旅費でございます。その直
接人件費に関わる部分というのは、当初は 160 日分の業務を想定しておりました。その後、2回
変更をしております。

第 1 回目の変更ですけれども、こちらにより変更後の契約は 2856 万円となりましたけれども、
このときに第 1 回目の 160 日に追加した日数の 96 日分を追加しております。合計 256 日分の業
務としまして、それに基づいた積算でこの契約金額となっております。

変更の内容ですけれども、一つは栄養改善分野の協力を新たにすることになりまして、そのた
めの現状把握や課題分析。また、その契約開始前には想定されていなかった市場志向型農業に関
する案件形成プロジェクトの具体的な計画策定に関する分析業務の追加。それから三つ目としま
して、2016 年に既に実施が終わっておりました稲作関連のプロジェクトのその後のフォローアッ
プとして普及のためのセミナーですとかキャンペーン、そういったことをやる業務が追加されま
した。

2 回目の変更を 2019 年の 4 月に行ったのですが、このときに変更後契約金額が 2924 万円にな
りましたが、このときは 8 日間分だけを追加しております、合計 264 日分の業務となっております。

このときの変更内容ですが、もともと 1 回目の契約のときに想定されていた新規案件、市場志
向型農業の案件形成に係ります詳細計画策定調査団、こちらを派遣するに当たりまして、具体的
な案件形成方針に関するナイジェリア側との調整ですとか分析業務というものが追加になってお
ります。これは第 1 回目のときに想定されていませんでした。通常は詳細策定調査団を派遣する
ときには、評価分析団員となるコンサルタントを別途雇って派遣するのですが、それを想定
しておりましたけれども、そういったことをせずに現地に既におられるアドバイザーの方にこ
の業務をやっていただくというのが一番合理的であるというような判断をしまして、8 日間だけ
ですけれども追加をしております。

委員：

これは、契約期間は 2018 年 7 月から 2019 年 10 月ということで、その契約期間の変更はずっ
とない中で、作業量だけが増えたというイメージなのですから。これは専門家を派遣してい
るというお話だったと思うのですが、その方はこの契約期間中ずっといたのですか。それとも、
行ったり来たりするということなのですか。

JICA：

行ったり来たりでございまして、当初契約のときは現地に 3 回派遣する契約となっております。
つまり、現地分の 150 日を 3 回に分けて、3 回渡航するかたちで 14 カ月間にわたる契約期間の中
で、2 カ月行って帰ってきて、また 1 カ月行って帰ってきて、また 2 カ月行ってというかたちで。
どうしても農業分野ですと、作期という栽培する時期とか収穫する時期に合わせて技術協力を
したり分析や調査をしたりということもございますので、そういったこともあってそのような配
分にしておりました。

1 回目の変更をしたときに現地を 5 回に増加しております、現地が 94 日分増加しているので

すが、その 94 日を 5 回に分けて必要な業務の期間に行っていただくというかたちになっております。

委員：

直接経費が 1140 万円程となっておりますが、これは要するに、基本的に航空運賃で 5 回分なので、原契約のときにはこれよりも小さかったということですか。

JICA：

はい、そうです。航空運賃と日当・宿泊費がこの直接経費に入っています。もちろん 1 回目のときはそれよりも小さい金額でございまして、7,054,000 円でございました。

委員：

ちょっと細かい質問で申し訳ないのですが、1 回目と 2 回目の金額を比べると、50～60 万増えています。その後、8 日だけ作業が増えたというのは、その関係が何となくほかの。

JICA：

はい、8 日間だけで、渡航の回数が変わっておらず、5 回の渡航回数であることは 1 回目の変更と変わっていないので、往復の航空運賃は変わっていないのですが、現地が 8 日間増えたことで、日当・宿泊分だけが増えております。

委員：

日当・宿泊費と、あと人件費ですね。

JICA：

そうです。人件費も増えました。

委員：

はい、分かりました。ほかにご質問は、よろしいですか。では、この件は理解をいたしました。ありがとうございました。

議題 4 2019 年度上半期契約実績について

JICA：

それでは議題 4 といたしまして、「2019 年度上半期契約実績」について、事務局からご説明をさせていただきます。資料 4 をお開きください。

JICA：

資料 4 の「2019 年度上半期契約実績」でございしますが、競争性のない随意契約のこれまでの実績及び特徴、一者応札・応募のこれまでの実績と特徴についてまとめたものでございます。簡単に要点をご説明させていただければと思います。

まず、「上半期実績」という表がございしますが、2019 年度上半期における競争性のない随意契約ですが、前年度同期比で件数・金額、いずれも増加しております。全契約の中で占める割合という点でも前年度同期比で増加しております。

もう少し具体的に主な契約の種別ごとにまとめたのが、「競争性のない随意契約に占める主な調達」の一覧表でございします。前年度から続きまして、ここにございしますように各種業務委託・システム関連・賃貸借といった内容が上位を占めておりますが、内容の特徴として、まずシステム

関連は件数・金額ともにほぼ倍増しており、共通サーバーの導入に伴う各種システムの切り替えがあったことが大きな背景にあると思います。

また、技術協力研修ですが、こちらは大学委託方式の契約方式を本格的に導入したことが増加の大きな背景としてあると思います。また、各種業務委託・ローカルコンサルタントの増加の背景は、在外事務所におけるローカルコンサルタントを活用した調査が増加しているなど、いろいろな要因に伴う相乗的な結果であると分析しております。

次の頁が一者応札・応募の特徴と実績でございます。「上半期実績」のところをご覧くださいますと、2019年度上半期における実績としましては、前年度同期比で件数自体は増加しておりますが、金額は減少しているという特徴が見て取れます。

そしてそれをもう少し詳しく下の一覧表で主な調達の契約の内容ごとに見てまいりますと、前年度・今年度、いずれもコンサルタント等契約・技術協力研修・各種業務委託が上位を占めております。さらに内容としては、技術協力研修は件数・金額、いずれも前年度と比べると増加しておりますが、コンサルタント等契約と各種業務委託、こちらはいずれも金額が減少しております。以上を踏まえて、全体では金額減少につながっていると、ここまでのところ分析しております。

委員：

ご質問はございますでしょうか。ないですか。私も特にないので。では、どうもありがとうございました。

JICA：

今日は年末の慌ただしい時期にお集まりいただき、ありがとうございました。契約変更という初めてのテーマを取り上げさせていただいて、おおむね説明をご理解いただけたのではないかと思います。安心しています。

実は、行政事業レビューでもそうなのですが、財政制度等審議会とか時々国会でも JICA の契約は当初の金額より増えることが多いんじゃないと言われることがあります。これに対しては、いや、我々はきちっと見てやっていますが、途上国相手の仕事なので相手のペースに合わせざるを得ない部分があって、やむを得ないところがあるんです、という説明はしていますが、やはりこういう場でちゃんと点検していただいて初めて我々の説明に説得力が出てくるのかなと思います。先生方にもお手をかけてしまいますけれども、こういうプロセスを踏むというのは非常に重要なことというふうに思っていますので、引き続きお願いします。

JICA：

今回の契約監視委員会をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

別 添

- 資料 1 2 回連続一者応札・応募の点検
- 資料 2 参加意思確認公募の点検
- 資料 3 変更契約の点検
- 資料 4 2019 年度上半期契約実績について

2019年度第3回契約監視委員会 「2回連続一者応札・応募（2019年度契約）」個別点検

No.	担当部署	件名	種別	年度	契約締結日	契約終了日	契約金額	契約方法	契約相手方	過去の委員会での審議
1	関西センター	2018年度民間連携促進のためのJICAコラボデスク運営支援業務に係る委託契約	各種業務委託	2018	2018/4/2	2019/3/29	14,686,451	企画競争	公益財団法人太平洋人材交流センター	2015年度第3回 2016年度第3回 2018年度第3回
		2019-2021年度民間連携促進のためのJICAコラボデスク運営支援業務に係る委託契約	その他業務・サービス	2019	2019/4/1	2022/3/31	66,974,735	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公益財団法人太平洋人材交流センター	
2	関西センター	2016-2018年度国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流（開発教育支援事業）に係る業務委託契約	各種業務委託	2016 2017 2018	2016/4/1 2017/4/1 2018/4/1	2017/3/31 2018/3/31 2019/3/31	11,869,187 13,852,377 13,852,377	初年度に一般競争入札 (総合評価落札方式)	公益財団法人青年海外協力協会	2017年度第1回
		国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流実施支援に係る業務委託契約（2019年度から2021年度まで）	その他業務・サービス	2019	2019/4/1	2022/3/31	48,596,760	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公益財団法人青年海外協力協会	

一者応札・応募事案フォローアップ票

契約概要

契約件名	2019-2021年度民間連携促進のためのJICAコラボデスク運営支援業務に係る委託契約
契約金額	66,974,735円
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日～2022年3月31日
契約相手方	公益財団法人太平洋人材交流センター(PREX)
契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)
関心表明者	【競争参加資格確認申請書提出者】 公益財団法人太平洋人材交流センター(PREX) 【仕様書案説明会出席者】 ① 公益財団法人太平洋人材交流センター(PREX) ② 公益社団法人青年海外協力協会(JOCA) ③ リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式会社 ④ 有限会社 OEH
公告期間	2018年12月20日～2019年1月24日 (プレ公告:2018年12月14日)
応募要件	(1) 公告日において平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「役務提供」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級の競争参加資格を有すること(以下「全省庁統一資格保有者」という。)であること。 (2) 受注者は、下記の要件を満たす業務総括者を1名配置する。 ① 大卒又はこれと同等以上の学力を有する者 ② JICA が実施する民間連携事業又は研修員受入事業等の国際協力事業の業務経験を有する者、あるいは企業コンサルティングに関する業務経験を有することが望ましい。 ③ 関西地域の経済界・産業界に関する知見や人的ネットワークを有する者、民間企業で勤務した経験を有する者であることが望ましい。 ④ 中小企業診断士資格またはこれに準じる能力・経験を有することが望ましい。
業務内容	(1)中小企業を中心とする民間企業への対応業務 民間企業関係者からの相談対応、JICA が実施する民間企業の海外展開支援スキームの説明、関連支援機関の紹介等 (2)JICA 支援スキームに関するセミナー・イベント等の実施 中小企業・SDGs ビジネス支援事業(中小企業支援型)を中心に、コラ

	<p>ポオフィス内会議室を活用した JICA 支援スキーム紹介、国・課題説明会の開催、大型展示会等へのブース出展等</p> <p>(3)関連支援機関との連携促進業務 大阪周辺地域の関連支援機関担当者との協議・意見交換、JICA 関西との連携事業に関する連絡調整</p> <p>(4)情報発信業務 コラボデスク専用ウェブサイトの構築・開設、JICA 関西のウェブサイト及び Facebook 等を通じた関連情報の発信</p>
契約の経緯・変遷	<p>2014 年度:企画競争(関心表明 3 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p> <p>2015 年度:企画競争(関心表明 1 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p> <p>2016 年度:参加意思確認公募(関心表明 1 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p> <p>2017 年度:企画競争(関心表明 1 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p> <p>2018 年度:企画競争(関心表明 3 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p> <p>2019 年度:一般競争入札(総合評価落札方式)(関心表明 4 者、応札 1 者。公益財団法人太平洋人材交流センターが受注)</p>

2回連続一者応札・応募とならないために講じた取組

改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	○	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務従事者の格付を前年度から変更(業務主任者を 4 号から 3 号へ、業務従事者を 6 号から 4 号へ)。 ➢ 単年度契約から複数年度契約(3 年間)へ変更。 ➢ JICA 民間連携事業と関わりのない団体・組織でも初見で十分に理解できるよう、専門用語を避け平易で丁寧な説明に変更。
入札説明会の開催	○	新たな取組として、仕様書作成の段階で意見を聴取する意見招請を実施。HP 掲載のみならず対面式での仕様書案説明会を開催し、上記 4 者の参加を得た。
業務等準備期間の十分な確保	○	受託者側による契約開始までの準備期間として、入札会から契約開始まで 1 か月以上を確保。そのために契約開始の半年以上前から調達手続きを開始した。

公告期間の見直し	○	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公告から競争参加資格確認申請締切まで 36 日間を確保し、案件情報に接することのできる期間を十分に提供した。 ➤ 本公告の 1 週間前にプレ公告を実施。
公告周知方法の改善	○	JICA 関西ホームページ及び企業向けメールマガジンにて周知(前年度と同様)。
業者選定方式の見直し	○	より新規参入しやすくなるよう企画競争から一般競争入札(総合評価落札方式)に変更、業務仕様書の内容をより詳細に確定した。
事前の応募勧奨	○	新たにリロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社に勧奨したほか、JICA 民間連携事業の相談に来訪した企業にも随時案内を行った。

今回、事後点検のために行ったヒアリング結果

相手先名	①(公社)青年海外協力協会(JOCA) ②リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式
ヒアリング内容	① 実績とノウハウを持つ PREX 社の継続応札が想定されたため、落札の可能性が低いと判断し、応札を見送った。 ② 現時点での自社の体制上、必要な人員(特に常駐者)を用意するのが困難なため、応札を見送った。常駐必須ではなく、自社での対応等が可能であればより応札しやすくなる。また企業との面談を必須とせず、スカイプやメールベースでの相談が可能であればなおよい。

一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	特になし
契約条件の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 常駐者の配置を前提としている点が応札者にとってはややハードルが高い。 ➤ 企業の経営方針に関わる機微な情報を扱うため、公平性及び秘密保持の観点から、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業への参画に外部人材として参画するコンサルタント会社等を応札不可としているため、応札候補企業・団体が限定される。
その他	現行受注者は関西の経済界の発意で関西産官学の総意により 1990 年に設立された公益法人であり、人材と実績を有するため、在関西の他の企業・団体にとっては入札への関心はあっても競争をためらう要素があるものと推察される。

契約相手方の概要

- 公益財団法人 太平洋人材交流センター(PREX:プレックス)
- 設立年月日 1990年4月26日
- 所管行政庁 内閣府
- 基本財産 36億4,300万円(時価評価額約43億5,353万円)
- 事業目的 アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国等の経済、社会の発展に資するための人材育成事業及びこれ等諸国との経済、文化、人的交流事業を推進し、国際相互理解の促進と国際協力の推進に寄与する
- 事業内容
 - 1.開発途上国等の発展に資するための人材育成事業
 - 2.開発途上国等との経済、文化、人的交流事業
 - 3.開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業
 - 4.経済協力に関する情報の収集及び調査研究
 - 5.前各号の事業に関する啓発及び広報
 - 6.その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 役職員数 23名
- 所在地 大阪市天王寺区上本町8-2-6 大阪国際交流センター2階

事後点検の結果、講ずることとした措置

1. 関心を有すると思われる企業・団体について、関西地域に限定せず広く応募勧奨を行い、関心応札先を増やす工夫を行う。
2. 意見招致を全体会合のみならず個別にも行うことで、関心企業・団体の要望等を入札要件に反映し、応札意欲を高める。
3. 常駐者を伴わない形での業務遂行を想定した提案を受け付ける可能性について今後検討の上、検討結果を次回の公告内容に反映する。
4. 応札条件として JICA 民間連携事業の提案企業を応札不可としている点について、緩和の可能性がないか今後検討の上、検討結果を次回の公告内容に反映する。



一者応札・応募事案フォローアップ票

契約概要

契約件名	国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流実施支援に係る業務委託契約(2019年度から2021年度まで)
契約金額	48,596,760円
契約締結日	2019年4月1日
契約期間	2019年4月1日～2022年3月31日
契約相手方	公益財団法人青年海外協力協会
契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)
関心表明者	12社(電話にて本委託業務に関心を示した12社に入札公示の案内文書をメール送信)、4社が入札説明会に参加した。
公告期間	43日(2018年12月18日～2019年1月29日)
応募要件	広告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」等級に格付けされる者。ただし、上記格付なしの場合は、資格審査を受けることも可。
業務内容	国際協力出前講座、施設(JICA 関西)訪問、研修員交流プログラムの実施支援。
契約の経緯・変遷	<p>① 2012年度:一般競争入札(総合評価落札方式)で関心表明1者、応札1者。業務内容を出前講座のみとすることで、業務を簡素化した。</p> <p>② 2013年度～2015年度:契約期間を3年に増やし採算性を高めた。関心表明2者、技術提案書の提出は2者であり、内1者(シー・ディー・シー・インターナショナル株式会社)は技術審査においてプライバシーマークまたはISO27001の必須条件を満たしていなかったため、不合格。</p> <p>③ 2016年度～2018年度:関心表明4社、応札者1者。</p> <p>④ 2019年度～2021年度:関心表明者12社、入札説明会参加者4社(6名)、応札者1者</p>

2回連続一者応札・応募とならないために講じた取組

改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	○	<p>① 業務内容を分かり易くするため、契約案件名を変更した。</p> <p>② 具体的な業務に係る人月を明示し、必要な人月配置を示していることが分かるように配慮した。</p>

入札説明会の開催	○	4社(6名)が参加し、業務概要説明の後、質疑応答を実施した。
業務等準備期間の十分な確保	○	前回契約時は入札会で落札者が決定してから業務開始日まで15営業日しかなかったが、今回は20営業日を設けた。
公告期間の見直し	○	広告期間を24日から43日に変更した。
公告周知方法の改善	○	類似業務への応札者の情報を入手し、応札可能性がある団体に電話にて、業務担当者の情報を入手し、関心を示した12社に公示案内文書をメールで送信した。
業者選定方式の見直し	○	総合評価落札方式にて技術点と価格点の比を2:1から1:1に変更し、新規参入の可能性を高めた。
事前の応募勧奨	○	プレ公示を広告2週間前に実施し、上記のとおり入札公告がなされる旨の案内を12社に対し実施した。

今回、事後点検のために行ったヒアリング結果

相手先名	① アデコ株式会社 ② (株)シー・ディー・シー・インターナショナル
ヒアリング内容	① 入札説明会にて業務内容について聞いたが、研修事業の運営等に関する委託契約の実績がなく、ノウハウを持っていないため運営が難しいと判断した。 ② 社内で検討した結果、担当する人材確保が難しいと判断した。

一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特異性	特になし
契約条件の特異性	特になし
その他	現行受注者は JICA ボランティアの OB からなる組織であり、豊富な人材と実績を有するため、在関西の他の組織は競争をためらっているものと推察される。 また、国際協力出前講座や施設訪問の業務内容で受託者自身が一般的な JICA 事業概要説明を話す必要があり、JICA ボランティア等の国際協力経験がある者の配置が必要と思われる。

契約相手方の概要

公益社団法人 青年海外協力協会

設立 1983年12月27日(2012年2月に公益法人に移行)

代表者 会長 雄谷 良成

事業内容 (定款より)

1. 開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業
2. 災害復興支援及び、平和構築に関する事業
3. 国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業
4. 多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業
5. 地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

職員数 従業員 329名

所在地 (本部)長野県駒ヶ根市中央16番7号

(支部)東北、東京、中部、大阪、広島、神奈川、沖縄、南部(鳥取)

事後点検の結果、講ずることとした措置

- ① 業務従事者の能力については、「開発援助事業に携わった経験を有することが望ましいが、必須要件としない。」としているが、これ以上の緩和は行わない。
- ② 今回応募奨励賞を実施した12社に加えて、草の根技術協力事業等を実施しているNPO等の新規応募奨励賞を行う。



2019年度第3回契約監視委員会「参加意思確認公募（2019年度研修委託契約以外）」個別点検

No.	主管部署	契約件名	調達種別	契約締結日	契約完了日	契約金額	契約相手方	過去の委員会での審議
1	関西センター	「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」に係る研修教材改訂業務	その他業務・サービス	2019/7/30	2020/3/31	3,994,179	公益財団法人国際湖沼環境委員会	なし

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」に係る研修教材改訂業務
(2) 契約金額	3,994,179円
(3) 契約締結日	2019年7月30日
(4) 履行期間	2019年7月31日～2020年3月31日
(5) 契約相手名称	公益財団法人国際湖沼環境委員会
(6) 担当部署	関西センター 業務第一課

《参加意思確認公募となった理由》

JICAは、1990年から現在に至るまで継続的に研修コースを公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)に委託し、実施してきた。その後、さらに途上国のニーズに対応すべく2016年度に湖沼等と密接に関連する上流河川や下流河川、沿岸域等を含めたより統合的な流域管理を研修対象に改めた。しかしながら、10年以上前に作成した既存教材では上流・下流域の水文学的・法的連携とそれらが体現するガバナンス上の課題に対する特有の考察等を研修モジュール及び基本教材として整理できてないことから、既存教材の改定が必要となった。

ILECには当該研修コースの企画段階から協力関係にある専門家や機関が存在し、研修実施に必要な知見等が集約されているほぼ唯一の機関であること、及び当該研修対象分野に関し、国際的な環境下で研修実績が多数あるほぼ唯一の機関であることから、ILECを特定者とする参加意思確認公募を実施することとした。

2. 背景・経緯

- (1) JICAは、1990年から現在に至るまで継続的に研修コース(下表を参照)を公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)に委託し、実施してきた。2005年に「湖沼水質保全」コースを時代のニーズに対応すべく、湖沼とその流域での環境問題理解と解決を目的とした「湖沼環境保全のための統合的流域管理」コースに大幅に改編した。これに伴い、既存教材では網羅できていなかった統合的流域管理(ILBM)の概念を加える必要性があったため、2006年～2008年の3年間に別途ILECと委託契約を結び、研修教材の開発・作成を実施し、その後のJICA研修コースで活用してきた。
- (2) その後、さらに途上国のニーズに対応すべく2016年度に再び研修コース名を「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」と変更し、湖沼等と密接に関連する上流河川や下流河川、沿岸域等を含めたより統合的な流域管理を研修対象に改めた。しかしながら、10年以上前に作成した既存教材では上流・下流

域の水文学的・法的連携とそれらが体現するガバナンス上の課題に対する特有の考察等、すなわち統合的湖沼流域管理(ILBM)から転換した統合的静水・動水流域管理(ILLBM)を研修モジュール及び基本教材として整理できてないことから、既存教材の改定が必要となった。

＜表＞ ILEC 実施研修実績

課題別研修	
1991-2005	湖沼水質保全コース(40カ国 155名)
2000-2012	水環境を手段とする環境教育(36カ国 85名)
2006-	湖沼環境保全のための統合的湖沼流域管理コース
2008-2009	水辺を中心とする自然体験を通じた環境教育(6カ国 17名)
国別研修	
2005-2010	イラク 南部湿地保全(62名)
2008	インド フセインサガール湖沼水質管理(7名)
2011	グアテマラ 湖沼環境保全のための統合的流域管理(B)コース
2014	イラン 琵琶湖における県の政策と総合湿原保全の歴史
2016-2018	ベトナム クアニン省ハロン湾グリーン成長推進事業

(註)2006-2008年には、ILECとの委託契約で統合的流域管理概念を加えた研修コンテンツを開発・作成し、これら研修コースにて活用してきた実績がある。

3. 業務内容

2019年度～2020年度の2年間で現在のシラバスの11モジュール(章)の内容をアップデートする。具体的には、各国の事例の追加、「GIS-RSによる水質評価(レビュー)」「流域管理の法制度」「環境教育SDGとNGO」の内容を新たに執筆することが主な改正点となる(11モジュールの枠組(章立て)に変更はない)。

11モジュール(章)は以下の通り。

Module 1. Introduction (はじめに)

Module 2. Biophysical Aspects of Lakes (湖沼の生物物理学的性格)

Module 3. Human Use of Lakes (人間による湖沼の利用)

Module 4. Institutions (組織・体制)

Module 5. Policies (政策)

Module 6. People (参画)

Module 7. Technology (技術)

Module 8. Information (情報)

Module 9. Finance (資金)

Module 10. Planning (計画策定)

Module 11. The Way Forward (未来に向けて)

作業手順は以下の通りとなる。

- 1) 研修教材の再構築方針、改定内容、執筆候補者に係る検討会実施
- 2) 検討会参加者への謝金、交通費の支払い
- 3) 各モジュール執筆者への改訂原稿執筆依頼(PPT 含む)、原稿取付、内容確認
- 4) 各モジュール執筆者への原稿謝金支払い
- 5) 研修教材再構築作業全般に係る監修・調整業務
- 6) 各モジュール執筆者への礼状の作成・送付

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

ILECには当該研修コースの企画段階から協力関係にある専門家や機関が存在し、研修実施に必要な知見等が集約されているほぼ唯一の機関であること、および当該研修対象分野に関し、国際的な環境下で研修実績が多数あるほぼ唯一の機関であることから、ILECを特定者とする参加意思確認公募を実施することとした。



2019年度第3回契約監視委員会「変更契約（2018年度）」個別点検

No	主管部署	件名	調達種別	契約方式	当初契約			変更後金額	増加率	契約相手方
					契約締結日	契約完了日	契約金額			
1	国際協力人材部	人材データベースシステム運用保守業務	システム開発・保守	特命随意契約	2018/4/16	2019/12/31	20,800,366	45,195,071	117.3%	富士通株式会社
2	南アジア部	インド国投資促進プログラムに関する情報収集・確認調査	コンサルタント等契約	企画競争	2018/4/26	2019/3/27	74,319,120	112,140,720	50.9%	株式会社野村総合研究所
3	中東・欧州部	ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査	コンサルタント等契約	企画競争	2018/5/7	2018/12/28	92,898,360	141,825,600	52.7%	セントラルコンサルタント株式会社 日本工営株式会社
4	情報システム室	有償資金協カシステムの追加開発技術支援業務	システム開発・保守	特命随意契約	2018/5/14	2019/3/29	60,588,463	100,527,943	65.9%	富士テレコム株式会社
5	インド高速鉄道室	インド国ムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設事業アーメダバード駅付近工区及びバドーダラ駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】（ステージI）	コンサルタント等契約	企画競争	2018/5/30	2018/11/29	379,731,240	1,251,774,120	229.6%	株式会社大林組 JFEエンジニアリング株式会社 株式会社IHIインフラシステム 鉄建建設株式会社
6	東南アジア・大洋州部	ベトナム国ハノイ市都市鉄道2号線北部延伸に係る情報収集・確認調査	コンサルタント等契約	企画競争	2018/6/8	2019/4/5	76,278,240	169,625,860	122.4%	有限会社エクシディア 東京地下鉄株式会社 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 株式会社アルメックVPI 社会システム株式会社
7	農村開発部	ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務	コンサルタント等契約	企画競争	2018/7/13	2019/10/4	18,843,720	29,245,720	55.2%	株式会社かいはつマネジメント・コンサルティング

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	人材データベースシステム運用保守業務
(2)契約相手名称	富士通株式会社
(3)当初契約金額	20, 800, 366円
当初契約期間	2018年5月1日～2019年12月31日
(4)業務の概要	<p>JICA が派遣する専門家、調査団、ボランティアの人材に係る情報がデータベースとして蓄積されている「人材データベース」は、これら人材を派遣するための手続きを管理する派遣システム及びボランティアシステムともデータ連携されているためにリアルタイムの情報が蓄積されることから、国際協力人材部の業務である専門家等人選手続きや派遣者実績照会等において常時使用されるシステムである。</p> <p>このシステムを安定的に運用するためには、稼働状況確認、データセンター運用業務、利用者及び本システムと連携している他の基幹システム担当者からの各種問い合わせ等専門的な対応が必要であり、また、システムトラブルやプログラム修正等の対応には高度な専門知識と技術が必要となる。このため、システムの運用保守業務を継続して専門業者に委託する必要がある。本契約では、次の4つの業務を専門業者に委託する。</p> <p>(1) システム運用 (2) 運用管理 (3) アプローチ保守 (4) データセンター業務</p>
(5)変更後契約金額	46, 699, 294円
変更後契約期間	変更なし

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2018年11月16日)

変更後契約金額	27, 140, 657円	
内	業務量・報酬	481.2人時の追加に伴う6,340,292円の増額
訳	直接経費	
変更後履行期間	変更なし	
変更の経緯・内容	機構においては、本システムを含む複数のシステムを対象に、サーバーやデータベースの共通化等を図るシステムの刷新が行われた。本システムも、この一環として現行システムの改修を行い、改修後システムは、他システムと同様に2019年4月1日に稼働開始	

	<p>した。現行システムから改修後システムへの移行に際し、主に以下のような作業が追加で発生した。本システムや連携する他システムの改修内容、移行計画等を考慮する必要があったため、契約当初に作業内容・量を確定することはできず、契約変更で対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行準備・本番用データ作成、データ補正 ・ システム切替手順の作成・検証 ・ 本番システム切替等
--	--

(註)報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2)第2回変更(2018年12月20日)

変更後契約金額	28,821,914円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	127.6人時の追加に伴う1,681,257円の増額
変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	<p>本システムの改修及び他システムの更改に伴い、本システムの運用保守の内容・手順等が変更となることから、主に以下のような準備作業が追加で発生した。本システムや連携する他システムの改修内容、移行計画等を考慮する必要があったため、契約当初に作業内容・量を確定することはできず、契約変更で対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後のヘルプデスク業務実施計画の策定 ・ 各種業務の詳細手順の確認、整備等

(3)第3回変更(2019年3月20日)

変更後契約金額	45,195,071円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	1276.65人時の追加に伴う16,373,157円の増額
変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	<p>2019年4月に本システムの改修を含む複数のシステムが更改された。このシステム更改において、本システムは従前から機能を拡張し、他システムへ各種人材情報を連携する機能を担うこととなった。これに伴い、改修後、主に以下のようなヘルプデスク業務の増加・追加が発生することとなった。本システムや連携する他システムの改修内容や運用保守計画等を考慮する必要があったため、契約当初に作業内容・量を確定することはできず、契約変更で対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルプデスク業務の増加(トラブル・問い合わせ対応等) ・ 人材情報の保全作業の追加(他システム主管部・ヘルプデスク・ユーザーからの各種データ調査・確認依頼への対応、人材データの整理・整合性確認、データ補正・削除等)

(4) 第4回変更(2019年8月29日)

変更後契約金額	46,699,294円 (※本契約変更では、消費税増税による金額変更も含まれているため、下記内訳の金額と変更前金額との合計金額は一致しない。)	
内 訳	業務量・報酬	100.2人時の追加に伴う1,222,440円の増額
	直接経費	
変更後履行期間	変更なし	
変更の経緯・内容	本システムは、使用するOSのサポート終了等に伴い、2019年12月に新しいサーバ環境(共通サーバ基盤)へ移行する。これに伴い、主に以下のような作業が追加で発生した。契約当初に詳細の作業内容・量を確定することはできず、実施中の運用・保守業務との関連性を考慮する必要もあることから、契約変更で対応した。 <ul style="list-style-type: none">・ 移行用データ抽出・ データ移行・サーバ切替・旧サーバ停止の手順作成・検証・ 移行・切替テスト、本番実施、旧サーバ停止等	

3. 今後の改善点等

上記契約変更は、本システムの改修を含む複数のシステムの更改に伴う変更であり、当初契約時には作業内容や工数が予見できなかった。システム更改の作業スケジュールがタイトであったため、本件変更に関する作業内容・工数の確定から実際の作業に入るまでに時間的余裕が少なかったため、順次契約変更を行うこととなり、変更回数が複数回となった。より余裕をもった更改スケジュールとすることにより、変更回数を押さえることができた可能性はあるものと思われる。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	インド国投資促進プログラムに関する情報収集・確認調査
(2)契約相手名称	株式会社野村総合研究所
(3)当初契約金額	74,319,120円
当初契約期間	2018年4月26日～2019年3月27日
(4)業務の概要	<p>インドでは、モディ首相が製造業発展で1億人の雇用を生み出すことを目的とした「Make in India」政策(2014年9月)や、職業訓練の提供や就業率向上を目的とした「Skill India」政策(2015年7月)を発表し、国内外の民間企業による投資促進を通じた経済成長、雇用創出を推進している。</p> <p>これら政策の実現に向け、日本政府は2014年に開始された日印投資促進パートナーシップの下、日本企業の対印直接投資倍増に向けた様々な施策の推進を図っており、とりわけ日印両政府が共同推進する地域開発構想であるチェンナイ・ベンガルール産業大動脈構想(CBIC)、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)地域の該当州における投資促進に向けた取組の重要性は毎年開催される日印首脳会談の中でも繰り返し強調されている。また、DMIC・CBIC地域に進出している日本企業からは、州道における深刻な交通渋滞、不安定な電力供給の問題等を解決し、ビジネス環境を解決してもらいたいとの要望が日本政府やJICAに寄せられ、喫緊の対応課題として認識されている。</p> <p>かかる状況下、JICAでは、DMIC・CBIC地域に位置するタミル・ナド州、グジャラート州において、各州政府が進めている投資環境改善の取組を後押しすべく、投資促進プログラムローンを実施、当該地域進出済み本邦企業のビジネス環境改善、投資拡大に貢献してきた。</p> <p>本調査は、上記2州に引き続き、DMIC・CBIC地域に位置する他州(ハリヤナ州、ラジャスタン州、マハラシュトラ州、アンドラ・プラデーシュ州の4州)において、①政策・制度・手続面、②インフラ面、③産業人材面の3つの観点からビジネス環境を改善し、進出日本企業の課題解決やそれぞれの州への投資促進等を支援すべく、候補案件を発掘するために基本的情報を収集・分析するもの。</p>
(5)変更後契約金額	112,140,720円
変更後契約期間	2018年4月26日～2020年2月28日

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更(2019年1月29日)

変更後契約金額	112,140,720円
内 業務量・報酬	35.82人月
訳 直接経費	
変更後履行期間	2018年4月26日～2019年10月31日
変更の経緯・内容	<p>日本政府より、日印両首脳間で推進していくことが確認された日印投資促進パートナーシップ、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の取り組みに資する案件発掘が求められ、かつ進出日本企業から投資環境改善に向けた切実な要望が寄せられる中で、以下(1)～(3)の理由により、所期の成果を達成するために業務人月増加の必要性が生じ、2019年1月29日、契約変更を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更前業務人月:計 21.00 人月 ●変更後業務人月:計 35.82 人月 <p>(1) <u>ハリヤナ州政府の案件発掘能力の補完の必要性</u></p> <p>2018年4月～9月にかけて最初の対象州としていたハリヤナ州の調査において、案件発掘に必要な情報の洗い出し作業にあたって、①フォーカルポイントとなる部局(財務局)の調整力不足等により、JICAが補完して調査団のサポートを行ったものの有用な情報がなかなか集まらず、各局への個別コンタクト等の必要性が生じたこと、②複数部局を跨いだ政策課題やインフラ等の整備ニーズの確認作業についても、共通認識の形成に当初想定を超える労力がかかり、JICAとともに実施した確認作業等に作業の追加が生じたこと、等により当初想定よりも大きな人月が必要となった。</p> <p>そのため、ハリヤナ州での調査において第二、第三の調査対象州であるラジャスタン州、マハラシュトラ州に割り当てられていた約4人月を回す必要性が生じた。</p> <p>(2) <u>ラジャスタン州選挙後の体制変更へ対応他</u></p> <p>第2の対象州であったラジャスタン州においては、2018年7月～10月に調査を行い、同調査の結果、政策課題やインフラ等の整備ニーズの共通認識形成を行うことができたが、2018年11月にラジャスタン州で実施された州議会総選挙後に、ラジャスタン州政府の主要カウンターパート(関係部局<財務局、産業局等>)のすべての次官補、産業開発公社総裁)がすべて異動となり、後任者と再度ゼロか</p>

	<p>ら合意形成を行う必要性が生じたこと、ハリヤナ州同様に、フォーカルポイントとなる部局(産業開発公社)の調整力不足等により、JICAが補完して調査団のサポートを行ったものの有用な情報がなかなか集まらず、各局への個別コンタクト等の必要性が生じたこと等により、追加で約8人月の増加が発生した。</p> <p>(3) <u>マハラシュトラ州における調整負担</u></p> <p>第3の対象州である、マハラシュトラ州においては、本契約変更後に調査を開始することとなっていたが、ハリヤナ州およびラジャスタン州における調査経験を踏まえ、同州の関係部局からの情報収集、それらの部署間の政策課題・インフラニーズ等に対する認識のすり合わせに係るサポート活動体制を予め強化すべく、約4.0人月の増加を計上した。</p> <p>なお、上記(1)～(3)の各州において、業務人月が増大したことから、当初対象州に含めていたアンドラ・プラデーシュ州については、デスクトップ調査のみとし、現地渡航は行わないこととした(約2人月の業務人月の減少)。</p>
--	--

(註)報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第2回変更(2019年10月31日)

変更後契約金額	112,140,720円(第1回変更から金額に増減なし)	
内 訳	業務量・報酬	35.82人月
	直接経費	
変更後履行期間	2018年4月26日～2020年2月28日	
変更の経緯・内容	<p>ラジャスタン州側の検討作業が本格化しているが、上述の主要カウンターパートの人事異動等を背景に追加作業が発生し、時間を要したこと、2018年10月に取りまとめた政策課題やインフラ等の整備ニーズについて、内容更新が必要となっていること等を背景に、ファイナルレポート作成作業に、第1回変更契約締結時の想定以上に時間を要している。</p> <p>こうした背景等により、ファイナルレポートの提出期限を4カ月後ろ倒しにするとともに、契約履行期限を4カ月後ろ出すこととしたもの。</p>	

3. 今後の改善点等

- 投資誘致促進支援のように関係部局が多岐に渡る分野の調査においては、①フォーカルポイントとなる部局の調整力をよく精査し、現実的な業務人月、所要期間等の検討を行うとともに、予め、②州政府内の調査支援体制の確立及び州政府内合意形成プロセスの明確化、③州政府関係部局間の意見調整、州政府内合意形成を促すための調整を JICA が十分に行う必要がある。
- 調査対象州で調査期間中に選挙を予定している場合は、業務指示書作成段階で予見できる範囲において、州の政権交代の可能性を加味した調査スケジュールの計画を行う必要がある。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査
(2)契約相手名称	セントラルコンサルタント株式会社 日本工営株式会社
(3)当初契約金額	92, 898, 360円
当初契約期間	2018年5月7日～2018年12月28日
(4)業務の概要	ウクライナ南部ミコライウ市において、同市中心部の交通渋滞を緩和するために、バイパス道路及び橋梁を建設する事業にかかる調査業務。本事業に係る調査としては、2011年に協力準備調査(フィージビリティ・スタディー)を実施したが、その後ウクライナの政変等の影響により、一旦検討が中断されていた。しかしながら、政変後に改めてウクライナ側から検討依頼を受け、過去のフィージビリティ・スタディーの内容を更新することを企図し、追加調査を実施しているもの。
(5)変更後契約金額	141, 825, 600円
変更後契約期間	2018年5月7日～2019年12月27日

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2018年11月19日)

変更後契約金額	変更なし
内 業務量・報酬	16.00人月・36,832,000円
内 直接経費	49,185,000円
変更後履行期間	2018年5月7日～2019年2月28日
変更の経緯・内容	先方政府・実施機関の協力が得られず情報の入手に当初予定よりも時間を要した。加えて、橋梁建設位置の地権者等との協議妥結が遅れたことにより、ボーリング調査等の開始時期が当初想定よりも遅れた。その結果、契約の履行期限を変更している。

(註)報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2)第2回変更(2019年2月22日)

変更後契約金額	102,367,800円
内 業務量・報酬	19.10人月・44,604,000円
内 直接経費	50,181,000円
変更後履行期間	2018年5月7日～2019年3月27日

変更の経緯・内容	当初は複数のルート案から1つに絞って詳細な検討を行うことを企図していたが、ウクライナ側から必要な情報が得られず、やむを得ず、2つのルート案に係る検討を調査レポートにおいて両論併記する必要が生じた。また、本調査対象地域においては地すべり地帯であることが調査前より懸念されており、これを踏まえて行った簡易地質調査の結果、想定していたルート案の直下に地すべり発生の可能性があることが判明。道路・橋梁の安全性を高めるために、追加的な地すべり影響検証にかかる確認業務が必要となり、当該業務を適切に行うためには、地すべり専門家を追加アサインするのが最も効果的・効率的であると考えられた。従い、追加的な業務及び人員の手当のため、契約の履行期限及び契約金額を変更している。
----------	--

(3) 第3回変更(2019年3月26日)

変更後契約金額	141,825,600円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	24.60人月・59,267,000円
	72,053,000円
変更後履行期間	2018年5月7日～2019年12月27日
変更の経緯・内容	専門家による現地踏査の結果等を踏まえ、地すべりリスクを正確に把握するためには長期的な観測(補完調査)が必要と考えられた。当該調査の必要性について、ウクライナ側に説明を行い、その了承を得られたことから、従前の契約に当該補完調査を含める形で契約の履行期限及び契約金額を変更している。

3. 今後の改善点等

上述のとおり、本契約の契約変更は、調査実施を検討する段階において作業内容や工数等が予見できなかった事象に主に起因するもの。調査開始時にウクライナ側と MD を取り交わし、先方負担事項を確認していたものの、調査の開始段階で、情報提供を依頼する内容等を事前により明確にすることができれば、ウクライナ側との調整コストをより下げることができた可能性はあるものと思われる。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	有償資金協力システムの追加開発技術支援業務
(2)契約相手名称	富士テレコム株式会社
(3)当初契約金額	60,588,463円
当初契約期間	2018年5月15日～2019年3月29日
(4)業務の概要	<p>有償資金協力システムは、有償資金協力業務に関する案件監理や債券管理、各種統計作成等の業務処理を実施するための金融基幹系システムであり、勘定系及び情報系(検索含む)から構成される。</p> <p>本契約では、この有償資金協力システムの追加改修・開発業務支援、並びに業務アプリケーション関連業務支援を委託する。</p>
(5)変更後契約金額	100,527,943円
変更後契約期間	2018年5月15日～2019年10月31日

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2019年3月29日)

変更後契約金額	100,527,943円																		
内 訳	業務量・報酬 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 現行契約額:</td> <td>60,588,463円(税込)</td> </tr> <tr> <td>(内訳)2018年度</td> <td>60,588,463円(税込)</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>0円(税込)</td> </tr> <tr> <td>② 契約変更後:</td> <td>100,527,943円(税込)</td> </tr> <tr> <td>(内訳)2018年度</td> <td>60,588,463円(税込)</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>39,939,480円(税込)</td> </tr> <tr> <td>③ 増加額:</td> <td>39,939,480円(税込)</td> </tr> <tr> <td>(内訳)2018年度</td> <td>0円(税込)</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>39,939,480円(税込)</td> </tr> </table>	① 現行契約額:	60,588,463円(税込)	(内訳)2018年度	60,588,463円(税込)	2019年度	0円(税込)	② 契約変更後:	100,527,943円(税込)	(内訳)2018年度	60,588,463円(税込)	2019年	39,939,480円(税込)	③ 増加額:	39,939,480円(税込)	(内訳)2018年度	0円(税込)	2019年度	39,939,480円(税込)
	① 現行契約額:	60,588,463円(税込)																	
(内訳)2018年度	60,588,463円(税込)																		
2019年度	0円(税込)																		
② 契約変更後:	100,527,943円(税込)																		
(内訳)2018年度	60,588,463円(税込)																		
2019年	39,939,480円(税込)																		
③ 増加額:	39,939,480円(税込)																		
(内訳)2018年度	0円(税込)																		
2019年度	39,939,480円(税込)																		
直接経費																			
変更後履行期間	2018年5月15日～2019年10月31日																		
変更の経緯・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、当初、原契約どおり2019年3月29日を契約履行期間とし、2019年度以降の同様の技術支援業務については、別途調達を行うことを計画していた。 ・しかしながら、当室及び企画部では、2018年10月より、外貨建て商品等のシステム対応に向けた検討を開始したため、後継の技術支援業務の調達は、外貨システム開発の方向性(案)が固 																		

	<p>まり、外貨システム開発にかかる技術支援業務の必要期間が判明するタイミングを待って開始することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、2019年3月に上記方向性(案)が固まったことを受け、後継の技術支援業務の企画書が情報システム委員会(小委員会)にて審議され(同月)、当該業務の開始を2019年10月とすることが承認・決定された。 ・上記決定を踏まえ、本業務については原契約書の契約履行期間を、業務引継期間も含めて、2019年10月31日まで7ヶ月延長することとしたもの。 ・なお、延長契約の人月単価は原契約から変更はない。
--	--

(註)報酬は「直接人件費+その他原価+一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. 今後の改善点等

- 原契約を延長する形で変更とせざるを得なかった事情については、上記のとおり。
- 本件契約変更は、事前に調達部とも調整した当室の調達方針も踏まえて、当時、弊機構として最も合理的な対応と判断したもの。
- 今後も、上述のように前広に、調達部他関係部署とも予め調整を行った上で、当室にて将来の調達方針を策定・更新することで、不必要に大規模な契約変更が生じないよう努める所存。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	インド国ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区 及び バドーダラ駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】(ステージ I)
(2)契約相手名称	株式会社大林組、JEF エンジニアリング株式会社、株式会社 IHI インフラシステム、鉄建建設株式会社
(3)当初契約金額	(アーメダバード駅付近工区)379,731,240 円
当初契約期間	(アーメダバード駅付近工区)2018 年 5 月 30 日～2018 年 11 月 29 日
(4)業務の概要	<p>2015 年 12 月、日印首脳共同声明にて、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業への新幹線方式の導入が合意された。首相間合意を受け JICA は 2016 年 12 月より、インド高速鉄道詳細設計調査(D/D 調査)に着手し、インド初となる高速鉄道導入に向けて本事業の詳細設計案及び入札図書案の作成、並びに本体工事の入札支援等に取り組んでいる。</p> <p>本件高速鉄道建設事業は、日印首脳合意の下、早期の開業を目指して両国での取り組みが進められているが、在来線直上に長大な橋梁を架設するバドーダラ駅付近工区(C-5 工区)及び在来線との近接工事を要するアーメダバード駅付近工区(C-7 工区)は、構造物の規模・複雑さ、施工条件の厳しさ等により施工難易度が極めて高く、早期開業のボトルネックとなりえる。かかる状況を踏まえ、日印政府間協議の結果、施工リスク軽減のために、C-5 工区及び C-7 工区に対し、包括的建設サービス(Construction Manager / General Contractor(CM/GC)方式)を採用することが合意された。</p> <p>CM/GC 方式とは、設計段階から施工者の知見を活用することで設計の質の向上を図り、建設段階での設計修正の最小化を図るとともに、設計段階から施工計画や施主と施工者の間のリスク分担を議論することで、円滑かつ質の高い施工の実現を図る方式である。</p> <p>CM/GC 方式は、設計へのレビュー、施工計画の立案、サブコントラクターの入札等を行うプレ・コンストラクション・フェーズと、工事を行うコンストラクション・フェーズに分けて実施される。本件高速鉄道建設事業では、プレ・コンストラクションサービスは JICA が発注者となり、コンストラクション・フェーズはインド高速鉄道公社(NHSRCL)が発注者となることが合意されている。</p> <p>また、JICA が発注者となるプレ・コンストラクションサービスは、基本設計への助言、サブコントラクター・パッケージ案の検討、施工計画の検討等を行うステージ I 業務と、詳細設計への助言、工事費積算、リスク分析、サブコントラクター入札等を行うステージ II に分かれる。</p>

	本契約は、C-5 工区及び C-7 工区の CM/GC 方式プレ・コンストラクションサービスのステージ I に該当するもの。
(5) 変更後契約金額 (注)	(アーメダバード駅付近工区) 706,146,240 円 (バドーダラ駅付近工区) 545,627,880 円
変更後契約期間	(アーメダバード駅付近工区) 2018 年 5 月 30 日～2019 年 11 月 7 日 (バドーダラ駅付近工区) 2018 年 12 月 19 日～2019 年 9 月 30 日

(注) 第 9 回契約変更完了時点

2. 金額増額の経緯・概要

「アーメダバード駅付近工区」を「C-7 工区」、「バドーダラ駅付近工区」を「C-5 工区」と記載する。

(1) 第1回変更(2018 年 9 月 5 日)

変更後契約金額	(C-7 工区) 394,906,302 円
内 業務量・報酬	(C-7 工区) 128,898,000 円
訳 直接経費	(C-7 工区) 236,756,000 円
変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	(C-7工区)本契約は、D/D調査団が作成する設計図のレビューから業務が開始されるが、契約開始当初にD/D調査団から受注者に提供された設計図一式は、水準・様式・記載事項等の面で、受注者が想定していた内容と異なる部分が多く、レビュー開始前に受領図面の整理のために想定外の作業(受領図面の整理・確認、不足情報の洗い出し、左記整理のためのD/D調査団との調整等)が発生したため、当該整理に必要な業務人月を手当てしたものの。

(注) 報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第2回変更(2018 年 10 月 15 日)

変更後契約金額	(C-7 工区) 563,045,040 円
内 業務量・報酬	(C-7 工区) 230,907,000 円
訳 直接経費	(C-7 工区) 290,431,000 円
変更後履行期間	(C-7 工区) 2018 年 5 月 30 日～2019 年 1 月 31 日
変更の経緯・内容	(C-7 工区)当初契約時には、D/D 調査団からの設計図提供が間に合わなかったことにより業務対象から除外していた、駅建築の設計図に対するレビュー及び助言、駅建築の施工計画立案、工程作成等の作業を追加したため。

(3) 第3回変更(2018年12月19日)

変更後契約金額	(C-5 工区／新規追加) 435,572,640 円 (C-7 工区／変更なし) 563,045,040 円
内 訳	業務量・報酬 (C-5 工区／新規追加) 190,929,000 円 (C-7 工区／変更なし) 230,907,000 円
	直接経費 (C-5 工区／新規追加) 212,379,000 円 (C-7 工区／変更なし) 290,431,000 円
変更後履行期間	(C-5 工区／新規追加) 2018年12月19日～2019年7月31日 (C-7 工区／変更なし) 2018年5月30日～2019年1月31日
変更の経緯・内容	当初契約時は C-7 工区のみを業務対象とし、大林組・JFE エンジニアリング共同企業体と契約し、C-5 工区業務は別契約での実施を予定していた。他方、C-5 工区業務は 2 度の入札を行っても応札者が現れず、随意契約を念頭に関係者と協議を行った。その結果、事業の円滑な進捗のため、C-7 工区の契約に、IHI インフラシステム及び鉄建建設を契約者として追加したうえで、契約金額及び業務内容を追加し、本契約の中で C-5 工区業務についても実施することとした。

(4) 第4回変更(2018年12月28日) ※C-5 工区は変更なし

変更後契約金額	(C-7 工区) 変更なし
内 訳	業務量・報酬 (C-7 工区) 249,090,000 円
	直接経費 (C-7 工区) 272,248,000 円
変更後履行期間	(C-7 工区／延長) 2018年5月30日～2019年2月28日
変更の経緯・内容	(C-7 工区) 受注者が検討した工事工程が日印政府の合意目標である 2023 年開業に収まらず、更なる工程短縮化策の検討を追加したため。

(5) 第5回変更(2019年1月31日) ※C-5 工区は変更なし

変更後契約金額	(C-7 工区) 変更なし
内 訳	業務量・報酬 (C-7 工区) 311,298,000 円
	直接経費 (C-7 工区) 210,040,000 円
変更後履行期間	(C-7 工区／延長) 2018年5月30日～2019年4月30日
変更の経緯・内容	(C-7 工区) 当初契約時、D/D 調査団からの資料提供が間に合わなかったことにより業務対象から除外していた、駅建築の設備図に対するレビュー及び助言、施工計画及び工程作成等の作業を追加したため。

(6)第6回変更(2019年4月9日) ※C-5工区は変更なし

変更後契約金額	(C-7工区)606,637,080円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	(C-7工区)402,192,000円
	(C-7工区)159,509,000円
変更後履行期間	(C-7工区/延長)2018年5月30日~2019年7月31日
変更の経緯・内容	(C-7工区)NHSRCLが移転するはずであった支障物の一部が移転不可能となり、D/D調査団の設計に大きな変更が生じた。それに伴い、受注者が検討する工程や施工計画も見直しが必要となったため。

(7)第7回変更(2019年6月28日) ※C-5工区は変更なし

変更後契約金額	(C-7工区)656,445,600円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	(C-7工区)444,382,000円
	(C-7工区)159,509,000円
変更後履行期間	(C-7工区/延長)2018年5月30日~2019年9月30日
変更の経緯・内容	(C-7工区)当初契約時には、資料提供が間に合わなかったことにより業務対象から除外していた、技術仕様書案(土木、鋼橋、建築、設備)のレビュー業務等を追加したため。

(8)第8回変更(2019年7月5日) ※C-7工区は変更なし

変更後契約金額	(C-5工区)545,627,880円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	(C-5工区)190,929,000円
	(C-5工区)212,379,000円
変更後履行期間	(C-5工区/延長)2018年12月19日~2019年9月30日
変更の経緯・内容	(C-5工区)当初契約時には、D/D調査団からの設計図提供が間に合わなかったことにより業務対象から除外していた、駅建築の設計図及び設備図に対するレビュー及び助言、駅建築及び駅設備の施工計画立案、工程作成等の作業を追加したため。

(9)第9回変更(2019年9月3日) ※C-5工区は変更なし

変更後契約金額	(C-7工区)706,146,240円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	(C-7工区)487,933,000円
	(C-7工区)163,497,000円
変更後履行期間	(C-7工区/延長)2018年5月30日~2019年11月7日
変更の経緯・内容	(C-7工区)CM/GC業務の結果及びD/D調査団とNHSRCLの議論進捗等を反映し更新された図面一式をもとに、当該図面のレビュー業務及び施工計画・施工工程の見直し業務を追加したため。

3. 今後の改善点等

- 本契約は、ODA では初めての適用となる CM/GC 方式の下で行われた。
- CM/GC 方式では、受注者は別の主体が作成する設計図等をもとに、当該図面のレビュー及び施工計画の立案、サブコンパッキングや工程の検討等を行う(本契約では、D/D 調査団が設計を行っている)。
- 他方、高速鉄道建設事業は設計そのものの難易度が高く、さらにインドで初めての新幹線導入ということもあり、インド側との協議の結果、設計前提条件の確定遅延や変更が頻繁に発生した。そのため、本契約の前提となる設計にたびたび変更が生じ、設計の変更に対応するために、本契約も数次にわたる契約変更が生じた。
- 今後の改善点としては、CM/GC 方式を実施する場合、受注者に対し、決定事項の文書でのやり取り、意思決定促進のための政府間協議の有効活用、各議論への関係者の早期巻き込み等を勧奨し、意思決定の迅速化及び意思決定が覆るリスクを最小化することがあげられる。同時に、手戻りの幅を最小化するために、外部条件の変更可能性とその影響を早期に関係者に共有するよう勧奨する必要がある。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	ベトナム国ハノイ市都市鉄道2号線北部延伸に係る情報収集・確認調査
(2)契約相手名称	有限会社エクシディア 東京地下鉄株式会社 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 株式会社アルメックVPI 社会システム株式会社
(3)当初契約金額	76,278,240円
当初契約期間	2018年6月8日～2019年4月5日
(4)業務の概要	現在実施中の円借款事業「ハノイ市都市鉄道建設事業(ナムタンロン-チャンフンダオ間(2号線))」の北部延伸事業の事業実現化のための課題整理、及び北部延伸事業を前提とした、北ハノイ地区における都市および関連交通インフラ開発事業スキームについて検討し、カウンターパートによる対象事業のプレフィージビリティ・スタディの策定に必要な基本データの収集整理、計画書類準備のための支援を行うもの。
(5)変更後契約金額	169,625,860円
変更後契約期間	2018年6月8日～2020年1月31日

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2018年10月19日)

変更後契約金額	97,787,520円	
内 訳	業務量・報酬	20.25人月 51,405,000円
	直接経費	39,139,000円
変更後履行期間	変更なし	
変更の経緯・内容	カウンターパートがベトナム国会及び首相承認のために提出するプレフィージビリティ・スタディの要件が調査の中で明確になり、路線計画提言、概念設計、路線測量を業務内容として追加した。	

(註)報酬は「直接人件費+その他原価+一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2)第2回変更(2019年1月15日)

変更後契約金額	123,235,560円	
内 訳	業務量・報酬	23.49人月 58,452,000円
	直接経費	55,655,000円

変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	カウンターパートからの要望により北部延伸に係る基本設計とコスト積算を業務に追加した。

(3) 第3回変更(2019年3月18日)

変更後契約金額	変更なし	
内 訳	業務量・報酬	変更なし
	直接経費	変更なし
変更後履行期間	2018年6月8日～2019年10月31日	
変更の経緯・内容	カウンターパートの要望により契約履行期限を2019年4月上旬から10月下旬に変更した。右変更に伴い成果物の提出期限も変更した。さらに契約履行期限が長期化したため成果物に中間報告書を加え、調査の進捗・方向性を確認できるようにした。	

(4) 第4回変更(2019年8月16日)

変更後契約金額	130,908,060円	
内 訳	業務量・報酬	変更なし
	直接経費	62,630,000円
変更後履行期間	変更なし	
変更の経緯・内容	本邦研修について全体調査期間のなかで最も効果的なタイミングとして2019年4月での実施がハノイ市側から急遽要望されたため、JICAと調査団にて検討した結果、JICAが直接実施する予定であった本邦研修を本調査に内包化することをもって対応することとした。さらに過去の調査をもとにした交通需要予測では公共交通指向型開発(TOD)のインパクトを組み入れることが十分にできないという理由により、PPP(Public Private Partnership)方式を想定したより精度の高い交通需要予測の必要性が生じたため、現地コンサルタントを追加で雇用することとなった。	

(5) 第5回変更(2019年9月3日)

変更後契約金額	169,625,860円	
内 訳	業務量・報酬	33.72人月 88,840,000円
	直接経費	67,440,000円
変更後履行期間	2018年6月8日～2020年1月31日	
変更の経緯・内容	調査の中でプレフィージビリティ・スタディにTOD地区を含む周辺土地利用計画案の策定、PPP導入のための必要制度の検討、空港快速、運営のための提言を含めることがハノイ市側の意向及びBuilt Transfer方式禁止等によるPPP事業実施環境の変化により	

	<p>必要となり、空港快速鉄道の検討、TOD の上位計画修正方法検討、PPP 資金計画の精査、日本の都市鉄道経験に基づく提言を含めるために業務従事者及び特殊傭人の追加を行った。さらに、右変更を成果物に反映させるため成果物の提出期限及び契約履行期限の延長を行った。また、本邦企業向け説明会について、予定の定員を大幅に上回る本邦企業からの参加希望があったため、会場を公的施設からホテルに変更したことに伴い必要経費を追加した。</p>
--	--

3. 今後の改善点等

本調査はカウンターパートによるプレフィージビリティ・スタディの作成を支援することを目的としている。調査の過程で越側の事情により、プレフィージビリティ・スタディに含める必要がある項目が増える等、調査項目の追加や精緻化を余儀なくされた。具体的には、Built Transfer 方式が本調査開始後に政令で禁止される等、PPP での開発に係るベトナム側の規則等が変わったことや、ハノイ市人民委員会における議論が進展していく中でより精緻な内容や事業計画オプションの比較検討を要求された。本調査の教訓として、今後類似調査を行う際には調査開始前の計画段階でカウンターパート側にてプレフィージビリティ・スタディに係る必要手続き等を踏まえての必要調査項目を予め精査の上、調査業務の内容を固めることが契約変更を回避するうえで重要。



案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務
(2)契約相手名称	株式会社かいほつマネジメント・コンサルティング
(3)当初契約金額	18,843,720円
当初契約期間	2018年7月13日～2019年10月4日
(4)業務の概要	ナイジェリアの農業セクターの情報を整理・分析するとともに、我が国がこれまでに実施した協力案件や「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」支援を踏まえ、JICAの今後の農業分野における協力の方向性を提案し、具体的な協力案件の形成を支援する。また、JICAの実施済案件(コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクトや帰国研修員のアクションプラン等)に対するフォローアップを行うもの。
(5)変更後契約金額	29,245,720円
変更後契約期間	変更なし

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2018年12月14日)

変更後契約金額	28,560,720円
内 業務量・報酬 訳 直接経費	8.73人月・16,958,000円
	11,494,000円
変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	<p>主な変更の経緯と内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JICAが推進する「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)」の戦略文書の策定作業過程において、対象州が3州追加になったことに伴い、当該地域の現状把握及び課題分析に係る業務を追加。 ● 契約開始前には見送られていた「市場志向型農業振興(SHEP)」の案件が採択されたことから、採択後の案件形成を迅速に進めるべく実施機関の能力や他ドナー支援の状況に係る分析業務を追加。 ● 完了済みの稲作関連技プロの成果定着に向けた課題と対応策を分析した結果、本アドバイザーによる支援を実施することが適当であると判明されたため、同プロジェクト成果の普及や広報の促進を行う業務を追加。

(註)報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第2回変更(2019年4月26日)

変更後契約金額	29,245,720円
内 訳	業務量・報酬 9.00人月・17,477,000円
	直接経費 11,660,000円
変更後履行期間	変更なし
変更の経緯・内容	上述の詳細計画策定調査団を派遣するにあたって、JICA 調査団の案件形成方針に対する実施機関やナイジェリア側関係者の反応についての追加的な分析が必要となったため、実施機関や関係者へのヒアリング等の業務を追加。

3. 今後の改善点等

上記契約変更は、当初契約締結時には予算の制約が厳しかったために相対的な優先度が低く契約に含めなかった業務(SHEP 関連)や予見が難しかった業務(IFNA 関連)であり、通常時であれば当初契約に予め盛り込んでおり、契約変更の必要は生じなかったものである。



2019年12月25日

2019年度上半期契約実績

1 競争性のない随意契約

	通期実績			上半期実績	
	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	2019年度
件数	821件 (21.2%)	798件 (25.0%)	686件 (24.2%)	415件 (27.1%)	591件 (40.2%)
金額	138億円 (8.6%)	141億円 (10.8%)	207億円 (20.9%)	49億円 (12.6%)	90億円 (28.9%)

(注) 上半期実績のうち、2019年度は暫定値。

- ① 2019年度上半期における競争性のない随意契約は、件数及び金額ともに前年度同期比で増加しており、また、それらの全契約に占める割合も前年度同期比で増加している。
- ② 競争性のない随意契約となった主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおりとなる。
「各種業務委託」、「システム関連（開発・運用・保守）」、「賃貸借（家賃）」及び「技術協力研修」が上位を占める構造は、昨年度から変わっていない。
- ③ 「システム関連（開発・運用・保守）」が件数・金額ともにほぼ倍増しているのは、共通サーバの導入に伴う各種システムの切り替えを行ったためであり、「研修委託契約」の顕著な伸びは、大学委託方式を本格的に導入した結果である。一方で、「各種業務委託」及び「ローカルコンサルタント」が増加している要因は、在外事務所においてローカルコンサルタントを活用した調査が増加した、昨年度は契約実績がほとんど無かった第三国研修の契約が増加した等を含む、複数の要素が少しずつ増加したことの相乗的な結果であると分析される。

＜表＞ 競争性のない随意契約に占める主な調達（2019年度上半期金額実績上位5位）

	2018年度上半期				2019年度上半期			
	件数		金額（千円）		件数		金額（千円）	
各種業務委託	120	(28.9%)	1,223,241	(24.6%)	202	(34.2%)	2,214,780	(24.4%)
システム関連（開発・運用・保守）	12	(2.9%)	928,376	(18.7%)	27	(4.5%)	1,861,161	(20.5%)
賃貸借（家賃）	89	(21.4%)	1,423,923	(28.7%)	108	(18.3%)	1,679,558	(18.5%)
技術協力研修	91	(21.9%)	575,538	(11.6%)	151	(25.5%)	1,615,750	(17.8%)
ローカルコンサルタント	34	(8.2%)	278,665	(5.6%)	61	(10.3%)	495,856	(5.5%)
（競争性のない随意契約）合計	415	(100%)	4,965,591	(100%)	591	(100%)	9,057,549	(100%)

(注) 上位4位が突出しているため、5位は比較のために掲載。

2 一者応札・応募

	通期実績			上半期実績	
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2018 年度	2019 年度
件数	727 件 (29.9%)	574 件 (31.9%)	408 件 (25.6%)	188 件 (26.5%)	289 件 (32.9%)
金額	691 億円 (56.4%)	443 億円 (53.7%)	269 億円 (44.2%)	96 億円 (44.7%)	67 億円 (30.3%)

(注1) 実質継続契約を含まない、新規契約のみによる実績。

(注2) 上半期実績のうち、2019 年度は暫定値。

- ① 2019 年度上半期における競争性のある契約のうちの一者応札・応募は、前年度同期比で件数が増加している一方で、金額は減少している。
- ② 一者応札・応募となった契約の主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおりとなる。2018 年度、2019 年度ともに「コンサルタント等契約」、「技術協力研修」及び「各種業務委託」が上位を占める構造が見て取れるが、2019 年度においては、「技術協力研修」が件数及び金額ともに前年度同期比で増加している一方で、「コンサルタント等契約」と「各種業務委託」の金額が減少しており、全体の金額減少に繋がっているものと見られる。

<表> 一者応札・応募となった契約の主な調達 (2019 年度上半期金額上位 4 位)

	2018 年度上半期				2019 年度上半期			
	件数		金額 (千円)		件数		金額 (千円)	
コンサルタント等契約	31	(16.5%)	6,318,254	(65.6%)	52	(18.0%)	3,723,452	(55.0%)
技術協力研修	94	(50.0%)	473,189	(4.9%)	145	(50.2%)	994,778	(14.7%)
各種業務委託	28	(14.9%)	1,586,409	(16.5%)	38	(13.1%)	930,928	(13.7%)
工事 (建設、土木も含む)	3	(1.6%)	551,042	(5.7%)	4	(1.4%)	408,998	(6.0%)
(一者応札・応募契約) 合計	188	(100%)	9,630,569	(100%)	289	(100%)	6,767,505	(100%)

(註) 上位 3 位が突出しているため、4 位は比較のために掲載。

